



美 浜 町

第5次 美浜町長期総合計画 後期基本計画 緑と絆で築くまち美浜

第5次 美浜町長期総合計画 後期基本計画

^{みどり}緑と^{きずな}絆で^{きず}築くまち

^み美  ^{はま}浜

和歌山県美浜町

和歌山県
美 浜 町

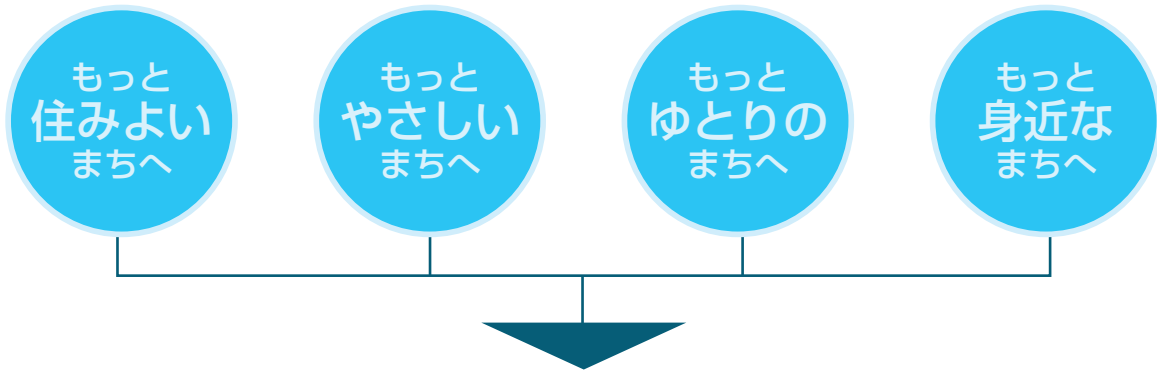
第5次 美浜町長期総合計画 後期基本計画

^{みどり} 緑 と ^{きすな} 絆 で ^{きす} 築 く まち

み は ま
美 浜



【基本理念】



【将来ビジョン】

緑と絆で築くまち 美浜

【基本目標】

- 基本目標
1

安心と安全
～緑が映えるまちづくり～
- 基本目標
2

笑顔と健康
～みんなで育むまちづくり～
- 基本目標
3

汗と希望
～未来に羽ばたくまちづくり～

- 【美浜町民憲章】
1. 光る海 青い空 松のみどり 私たちは美浜の自然を守ります。
 1. 汗と希望 たゆまぬ努力 私たちは日々の仕事にはげみます。
 1. 笑顔と健康 ふれあう心 私たちは住みよい町をつくれます。
 1. 歴史と伝統 新たな歩み 私たちはふるさとの文化を高めます。
 1. 愛とはげまし 育てる心 私たちは美浜の明日を信じます。

昭和59年(1984年)10月1日制定



【町章】





【町の木】松




【町の花】ひまわり

【基本計画】

- 
- 快適な定住環境の整備
 - 美しい自然環境の継承
 - 安心・安全に暮らせる環境の整備

- 
- 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築
 - 人と地域が輝く教育・文化の充実

- 
- つながりで支えあう産業振興
 - 協働のまちづくり体制の構築

目次

総論

第1章	第5次美浜町長期総合計画について	2
第2章	美浜町のプロフィール	5
第3章	まちづくりへの住民の評価と意向	12
第4章	将来人口フレーム	17

後期 基本計画

基本目標1	安心と安全 ～緑が映えるまちづくり～	21
第1章	快適な定住環境の整備	22
	①土地利用	22
	②上水道整備	24
	③下水道整備	25
	④道路網整備	26
	⑤住宅環境整備	27
第2章	美しい自然環境の継承	28
	①地球環境	28
	②環境美化	29
	③煙樹ヶ浜の松林	31
第3章	安心・安全に暮らせる環境の整備	32
	①町土の保全	32
	②消防・防災	34
	③交通安全・防犯・消費生活	36
基本目標2	笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり～	37
第4章	誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築	38
	①健康	38
	②地域福祉	40
	③児童福祉(子育て支援)	42
	④障害者福祉	44
	⑤高齢者福祉	46
第5章	人と地域が輝く教育・文化の充実	48
	①学校教育の充実	48
	②青少年の健全育成	50
	③生涯学習の推進	51
	④文化の充実	53
	⑤人権尊重	54
	⑥男女共同参画社会の推進	55
基本目標3	汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり～	56
第6章	つながりで支えあう産業振興	57
	①地域産業(農業・漁業)	57
	②地域産業(商工・観光)	59
第7章	協働のまちづくり体制の構築	61
	①住民参加	61
	②交流の活性化	63
	③情報化社会への対応	65
	④行財政運営	66
	⑤広域行政	67
	⑥計画の進行管理	68

資料

	第5次美浜町長期総合計画後期基本計画策定住民懇談会委員	70
	用語の解説(50音順)	71

総論

- | | |
|-------|------------------|
| 第 1 章 | 第5次美浜町長期総合計画について |
| 第 2 章 | 美浜町のプロフィール |
| 第 3 章 | まちづくりへの住民の評価と意向 |
| 第 4 章 | 将来人口フレーム |



① 計画策定の趣旨

美浜町では、長期的な行政運営の総合的指針として、これまで4次にわたり「美浜町長期総合計画」を策定してきました。平成13年3月に策定した「第4次美浜町長期総合計画」では、『新時代のふるさと 美浜』～人がきらめき、緑かがやくまちをめざして～”を将来像テーマとし、今日までその実現に向けたまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、この「第4次計画」策定から10年が経過する中で、我が国及び美浜町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

平成20年秋のいわゆるリーマン・ショックに端を発した世界的な経済不況によって、私たちの日々の暮らしがグローバルな経済システムと密接につながっていることを実感させられました。また、その一方で、核家族化・少子化やライフスタイルの多様化等の進展に伴い、かつての“向こう三軒両隣”的なつきあいが少なくなるなど、隣近所を含めた身近な地域や人との関係性が希薄化する傾向にあります。

こうした状況の中、今日求められているのは、これまでの右肩上がり・成長型を前提としたまちづくりを見直し、ますます多様化する住民ニーズを的確に捉えた着実なまちづくりです。

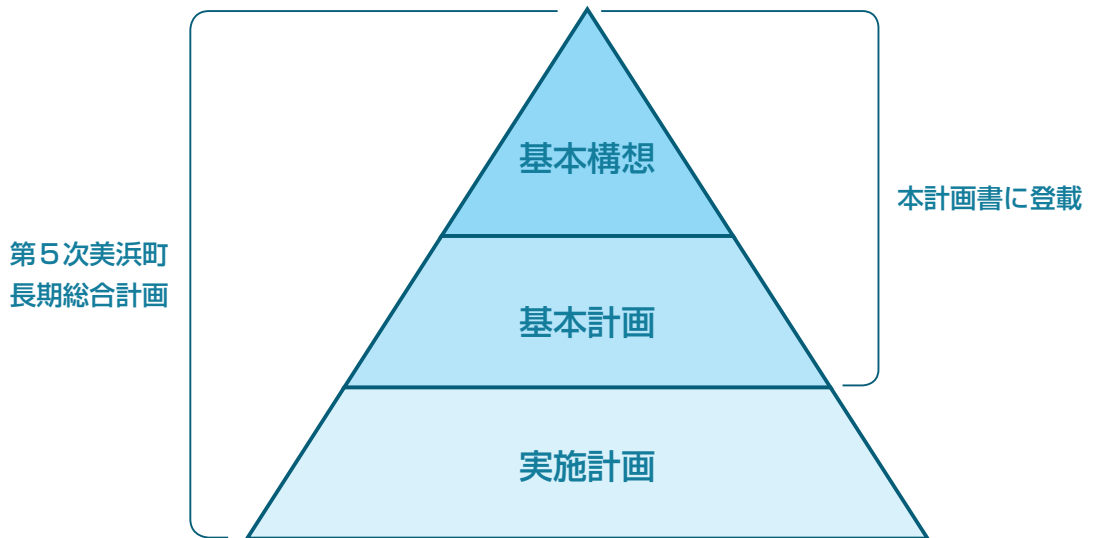
「第5次美浜町長期総合計画」は、美浜町が目指すべきまちの姿（将来ビジョン）とその実現に向けた考え方・方策を示すとともに、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進していくため、今後の新たな行政運営の総合的指針として策定するものです。

② 計画の位置づけ

本計画は、美浜町における計画体系の最上位計画として位置づけられるものです。

③ 第5次 美浜町長期 総合計画の 構成と計画 期間

「第5次美浜町長期総合計画」は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。



基本構想

- 行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、美浜町の長期的視点からの将来ビジョン及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。
- 「基本構想」の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

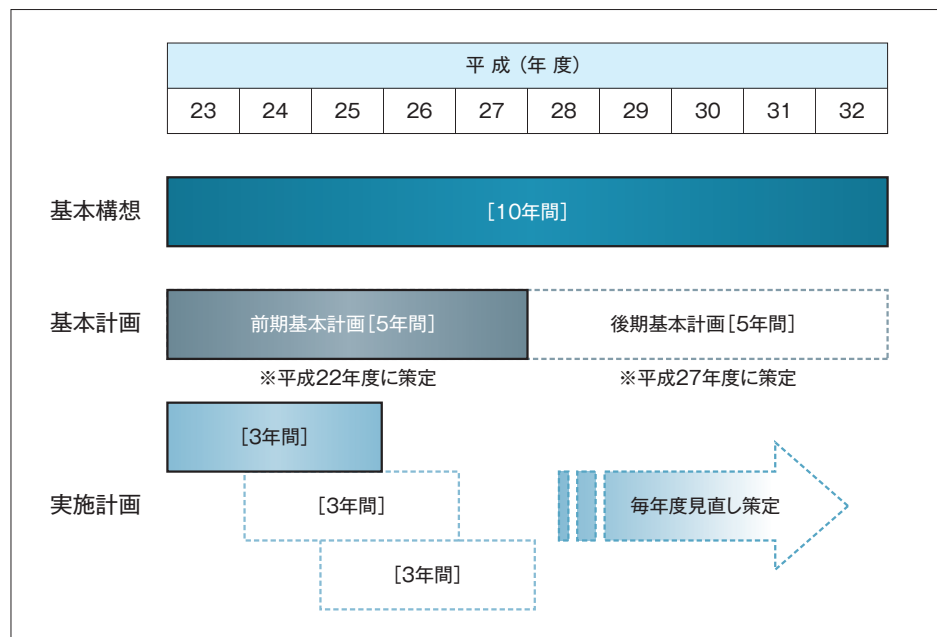
基本計画

- 「基本構想」に掲げる将来ビジョンを実現するため、美浜町が今後10年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すものです。
- より実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標・指標を設定するものとします。
- 基本計画は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「前期基本計画」及び平成28年度から平成32年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

実施計画

- 「基本計画」に示された主な施策等の実現に向け、具体的な実施事業を明らかにするもので、美浜町における毎年度の予算編成・組織機構・人事計画などの基本方針となるものです。
- 「基本計画」に掲げられた施策の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示します。
- 計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

・・・ 計画期間 ・・・



第 2 章

美浜町のプロフィール

① 位置・地勢

美浜町は、紀伊半島最西端の位置にあり、東は日高地方の中核的都市となる御坊市と隣接、また、北は日高町、南は太平洋、西は紀伊水道をはさんで四国を遠望できる位置にあります。県都・和歌山市までは約40km、大阪の中心部までは約90kmです。田辺市（紀中）へも40kmの距離です。

町域は東西に約9km、南北に約2.5kmと東西に細長い形状で、総面積は12.77km²と県内30市町村の中では2番目に面積の小さい自治体です。

美浜町の地形的特徴としては、町域の85%を標高100メートル以下の地域が占めており、これは県内市町村のうち最も高い割合を示しています。つまり、平地部の面積割合の高い町といえます。

こうした平地は三尾地域を除き、すべて日高平野の一部となります。美浜町の平野は、日高平野の地形発達史の中で形成された浜堤砂丘地帯とその背後の湿地で構成されています。一方、三尾の海岸部は、日ノ御埼から本の脇に至る岩石海岸となっており、煙樹ヶ浜として知られる砂丘海岸とは対照的な地形となっています。

煙樹ヶ浜には、その名の由来ともなった延長約4.5km、最大幅約500mにも及ぶ松林が広がり、煙樹海岸県立自然公園の中心を形成するとともに、美浜町のシンボリックな景観として古来より多くの住民に親しまれています。

参考

「煙樹ヶ浜」と名付けられた頃の松林の形状は、日高川河口をはさんで、西に約4.5km、東南（現御坊市塩屋）に約1.5km、全長で約6.0kmあったもので、これらを総称して「煙樹の松林」と呼ばれたとされる。

② 歴史

美浜町における人々の暮らし・営みは、田井遺跡で出土した土器片などから、縄文時代後期に始まるといわれています。また、弥生期の遺跡や古墳時代の入山、和田、本の脇などの遺跡が知られています。「風早の 三穂の浦みを 漕ぐ舟の 船人さわく 波立つらしも」と万葉集にも詠まれているように、奈良時代から風光明媚な場所として知られてきました。

また、松林については、紀州初代藩主徳川頼宣公の時代（1619年頃）以前から既に自然林として形成されていたといわれ、頼宣公が本格的に整備、保護し、その後も幾度となく（一部伐採はされるものの）植栽を続けることで、今日まで美浜町のみならず周辺の御坊市、日高町等の米作地帯を潮害、風害から守り続けてきました。

明治22年（1889年）に町村制が公布され、三尾浦は三尾村、和田浦・入山村は和田村、吉原浦・田井村・浜ノ瀬浦は松原村となりました。

その後、昭和28年（1953年）の町村合併促進法の施行により、昭和29年（1954年）10月1日に三尾・和田・松原の三村が合併し、現在に至っています。なお、本町の名称「美浜町」は、当時の公募により「美しい浜のある町」として名付けられたものです。

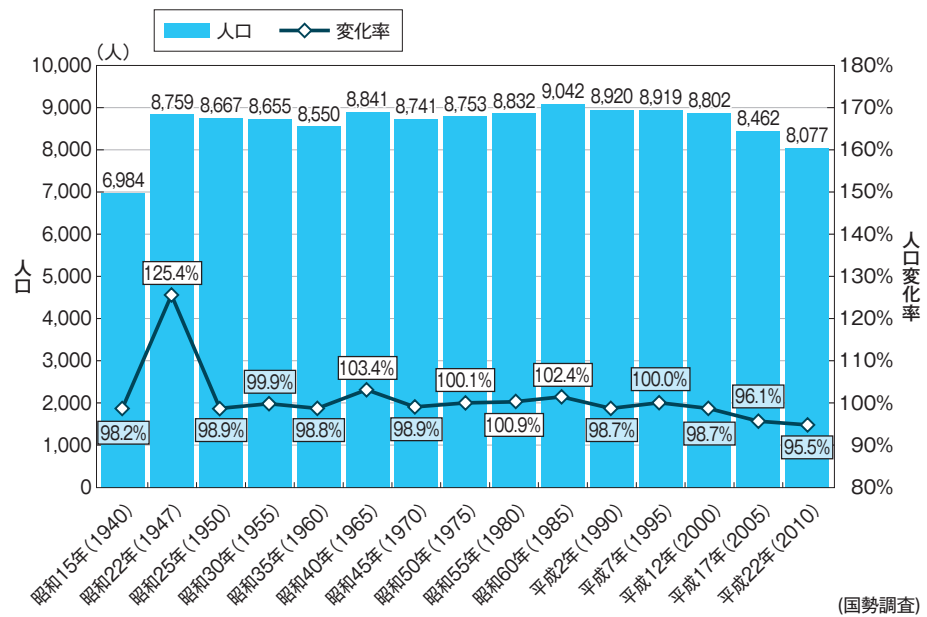
③ 人口構造

【(1) 総人口の推移】

美浜町では、他の多くの自治体と同様、戦後の復興やベビーブームに伴って昭和22年に人口が大きく増加し、昭和15年の6,984人から8,759人となっています。

その後は、ほぼ横ばいで推移し、昭和60年に9,042人とピークとなった後は減少傾向となり、平成22年には8,077人となっています。

・・・ 人口と人口変化率の推移 ・・・



人口と人口変化率の推移

単位：人

	昭和15年 (1940)	昭和22年 (1947)	昭和25年 (1950)	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)
人口	6,984	8,759	8,667	8,655	8,550	8,841	8,741	8,753
変化率	98.2%	125.4%	98.9%	99.9%	98.8%	103.4%	98.9%	100.1%

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
人口	8,832	9,042	8,920	8,919	8,802	8,462	8,077
変化率	100.9%	102.4%	98.7%	100.0%	98.7%	96.1%	95.5%

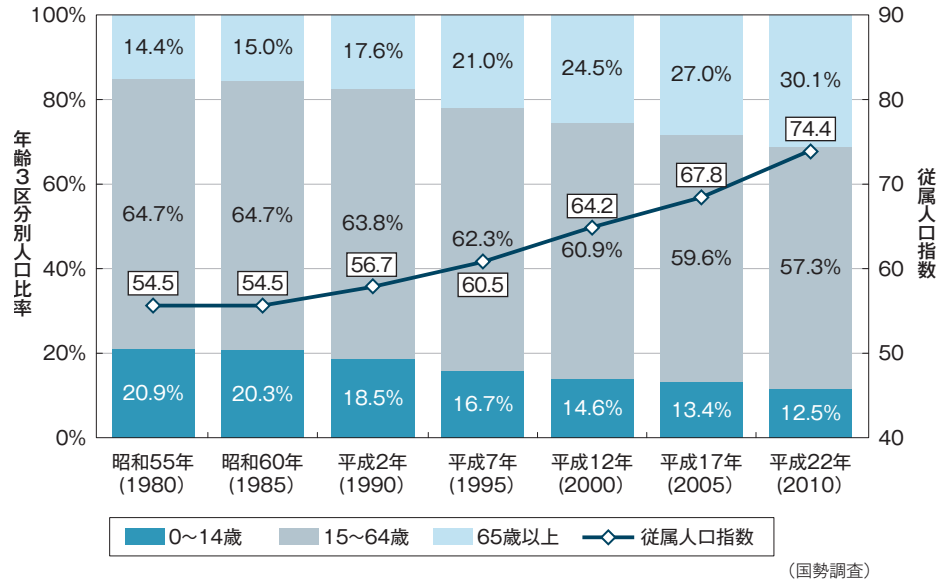
※国勢調査

【(2) 人口構成比】

年齢3区分別の人口構造の推移についてみると、老年人口が昭和55年の14.4%から平成22年には30.1%と30年間で15.7ポイント増加している一方で、年少人口は20.9%から12.5%と8.4ポイント減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

従属人口指数は、昭和55年の54.5から平成22年には74.4まで増加しています。

・・・ 年齢3区分別人口構造と従属人口指数の推移 ・・・



年齢5歳階級別人口

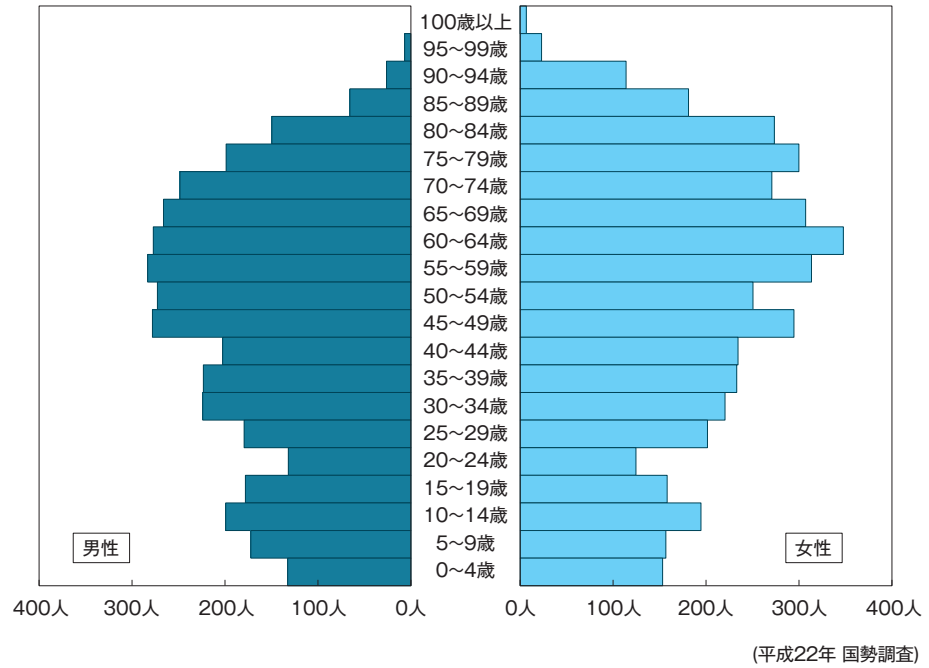
単位：人

		昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	
人 口	年少人口	0~4歳	536	544	480	386	376	323	287
		5~9歳	666	597	562	506	391	397	329
		10~14歳	641	690	610	594	515	412	394
		計	1,843	1,831	1,652	1,486	1,282	1,132	1,010
	生産年齢人口	15~19歳	649	591	581	545	513	424	336
		20~24歳	500	545	467	427	414	343	255
		25~29歳	553	545	499	461	476	424	380
		30~34歳	585	620	532	571	449	474	444
		35~39歳	581	624	632	556	579	451	456
		40~44歳	592	581	634	629	552	586	437
		45~49歳	646	567	568	638	612	543	573
		50~64歳	1,611	1,778	1,781	1,730	1,767	1,799	1,748
	計	5,717	5,851	5,694	5,557	5,362	5,044	4,629	
	老年人口	65~74歳	744	760	891	1,082	1,171	1,094	1,094
75歳以上		528	598	683	794	987	1,192	1,340	
計		1,272	1,358	1,574	1,876	2,158	2,286	2,434	
年齢不詳		0	2	0	0	0	0	4	
総人口		8,832	9,042	8,920	8,919	8,802	8,462	8,077	
構成比	年少人口	0~14歳	20.9%	20.3%	18.5%	16.7%	14.6%	13.4%	12.5%
	生産年齢人口	15~64歳	64.7%	64.7%	63.8%	62.3%	60.9%	59.6%	57.3%
	老年人口	65歳以上	14.4%	15.0%	17.6%	21.0%	24.5%	27.0%	30.1%

(国勢調査)

平成22年の美浜町の5歳階級別の人口構造をみると、女性は団塊の世代を含む60～64歳の人口の割合が最も大きく、男性はその下の世代である55～59歳が最も大きくなっており、今後さらに高齢化が進むことが予測されます。

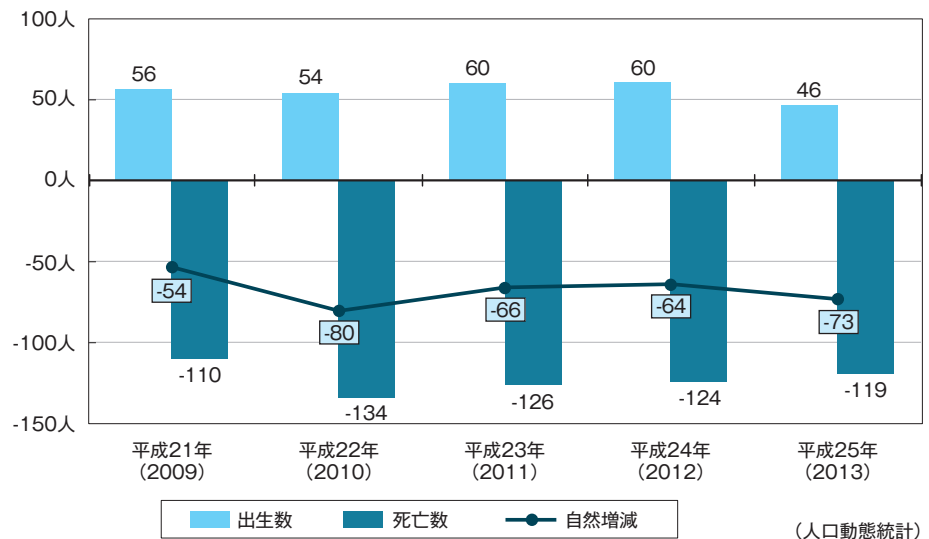
・・・ 美浜町の5歳階級別人口構造 ・・・



【(3) 自然動態】

平成21～25年の5年間の出生・死亡数をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっており、その結果自然増減は100人弱のマイナスとなっています。

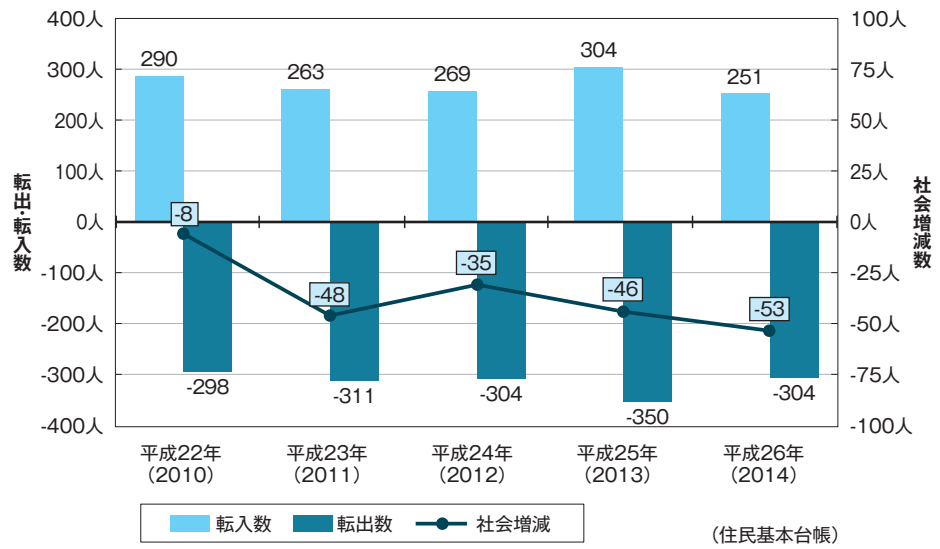
・・・ 出生・死亡数の推移 ・・・



【(4) 社会動態】

平成22～26年の5年間の転出・転入数をみると、多少の振幅はあるものの、転出数・転入数ともにほぼ横ばいで推移しているため、社会増減もマイナスの位置でほぼ横ばいの推移となっています。

・・・ 転出・転入数の推移 ・・・



【(5) 通勤・通学の状況】

平成22年の町内常住の通勤・通学者3,764人の通勤・通学先についてみると、町内に通勤・通学している人が1,416人（37.6%）、他市区町村が2,348人（62.4%）となっています。

他市区町村への通勤・通学先は、御坊市が最も多い1,349人（57.5%）、次いで和歌山市が179人（7.6%）、日高川町が156人（6.6%）の順となっています。

他市区町村から美浜町に通勤・通学している人をみると、御坊市から通勤・通学している人が367人（41.4%）、次いで日高町が163人（18.4%）となっています。

単位：人

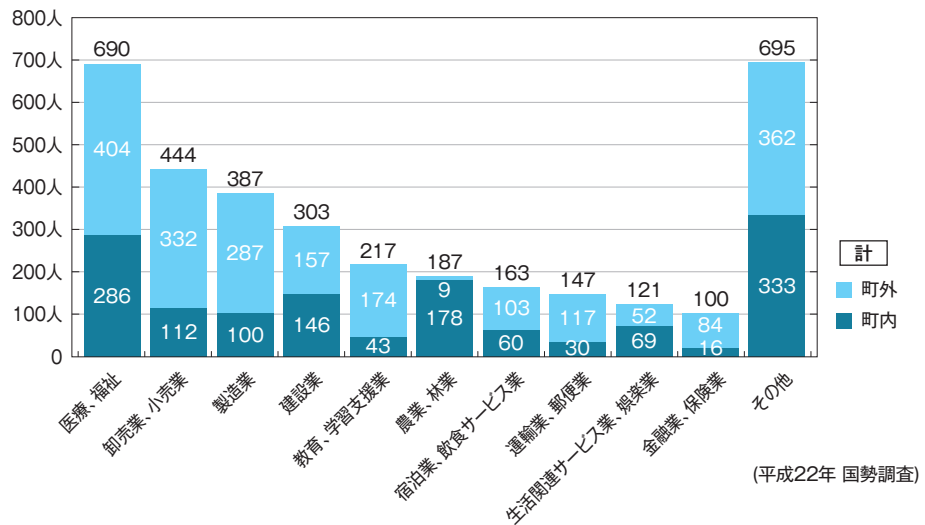
区分	町内		他市区町村		計
	自宅で従業	自宅外へ通勤・通学	県内の他市区町村へ通勤・通学	県外の他市区町村へ通勤・通学	
男	269	506	1,274	36	2,085
女	204	437	1,027	11	1,679
小計	473	943	2,301	47	
計	1,416 37.6%		2,348 62.4%		3,764

区分	美浜町から他市区町村へ				他市区町村から美浜町へ				
	総数	構成比	就業者	通学者	総数	構成比	就業者	通学者	
総数	2,348	100.0%	2,081	267	887	100.0%	877	10	
県内	御坊市	1,349	57.5%	1,206	143	367	41.4%	365	2
	和歌山市	179	7.6%	124	55	13	1.5%	13	—
	日高川町	156	6.6%	151	5	105	11.8%	103	2
	日高町	129	5.5%	129	0	163	18.4%	161	2
	由良町	98	4.2%	97	1	58	6.5%	58	—
	印南町	93	4.0%	93	0	52	5.9%	52	—
	田辺市	70	3.0%	65	5	18	2.0%	17	1
	みなべ町	48	2.0%	33	15	16	1.8%	15	1
	有田川町	41	1.7%	30	11	17	1.9%	17	—
	有田市	35	1.5%	29	6	10	1.1%	10	—
	その他	103	4.4%	87	16	64	7.2%	62	2
計	2,301	98.0%	2,044	257	883	99.5%	873	10	
県外	大阪府	35	1.5%	27	8	1	0.1%	1	0
	その他	4	0.2%	3	1	3	0.3%	3	0
	計	39	1.7%	30	9	4	0.5%	4	0
不詳	8	0.3%	7	1	0	0.0%	0	0	

【(6) 産業別就業者数】

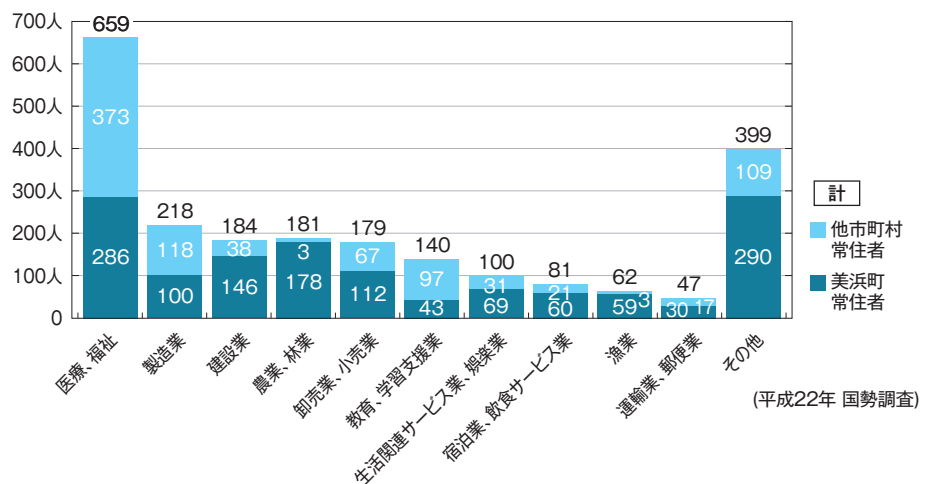
平成22年の美浜町常住の就業者について産業分類別にみると、医療・福祉が690人と最も多く、そのうち286人（41.4%）が町内で就業しています。次いで、卸売業・小売業が444人で、そのうち112人（25.2%）が町内で就業している状況です。

・・・ 美浜町内常住者 就業者数（上位10産業） ・・・



また、平成22年の美浜町内従業者数について産業分類別にみると、医療・福祉が659人と最も多く、そのうち他市町村常住者は373人（56.6%）を占めています。次いで、製造業が218人で、そのうち他市町村常住の就業者は118人（54.1%）となっています。

・・・ 美浜町内従業者 就業者数（上位10産業） ・・・



第 3 章

まちづくりへの住民の評価と意向

本計画の策定に先立ち、町では15歳以上の住民を対象とするアンケート調査（サンプリング調査）を実施しました（平成27年6月～7月実施）。

調査名	調査対象者数 (母集団)	配布数	回収数 (標本数)	回収率
住民アンケート調査	6,825人	1,500人	730人	48.7%

※アンケート対象母集団規模（6,825人）に対して、信頼度95%の条件の下で今回の回収数（標本数）での標本誤差について検証してみると最大標本誤差は±3.4%で、一般的に目安とされる最大標本誤差±5.0%の範囲内にあることから、統計的有意性は十分に確保されていると言えます。

① 住民の評価

アンケートでは、美浜町の28のまちづくり施策（分野）それぞれについて、住民の評価をいただきました。評価は次の3つの視点から行い、また、評価結果の比較を行うため点数化処理を行っています。

施策（分野）に対するここ3年間の評価

- 点数化 “よくなった” = 100点
- “変わらない” = 50点
- “悪くなった” = 0点

施策（分野）に対する現在の満足度評価

- 点数化 “満足・やや満足” = 100点
- “どちらとも言えない” = 50点
- “不満・やや不満” = 0点

施策（分野）に対する今後の重要度評価

- 点数化 “重要・やや重要” = 100点
- “どちらとも言えない” = 50点
- “(あまり) 重要ではない” = 0点

【現在の満足度とここ3年間の評価】

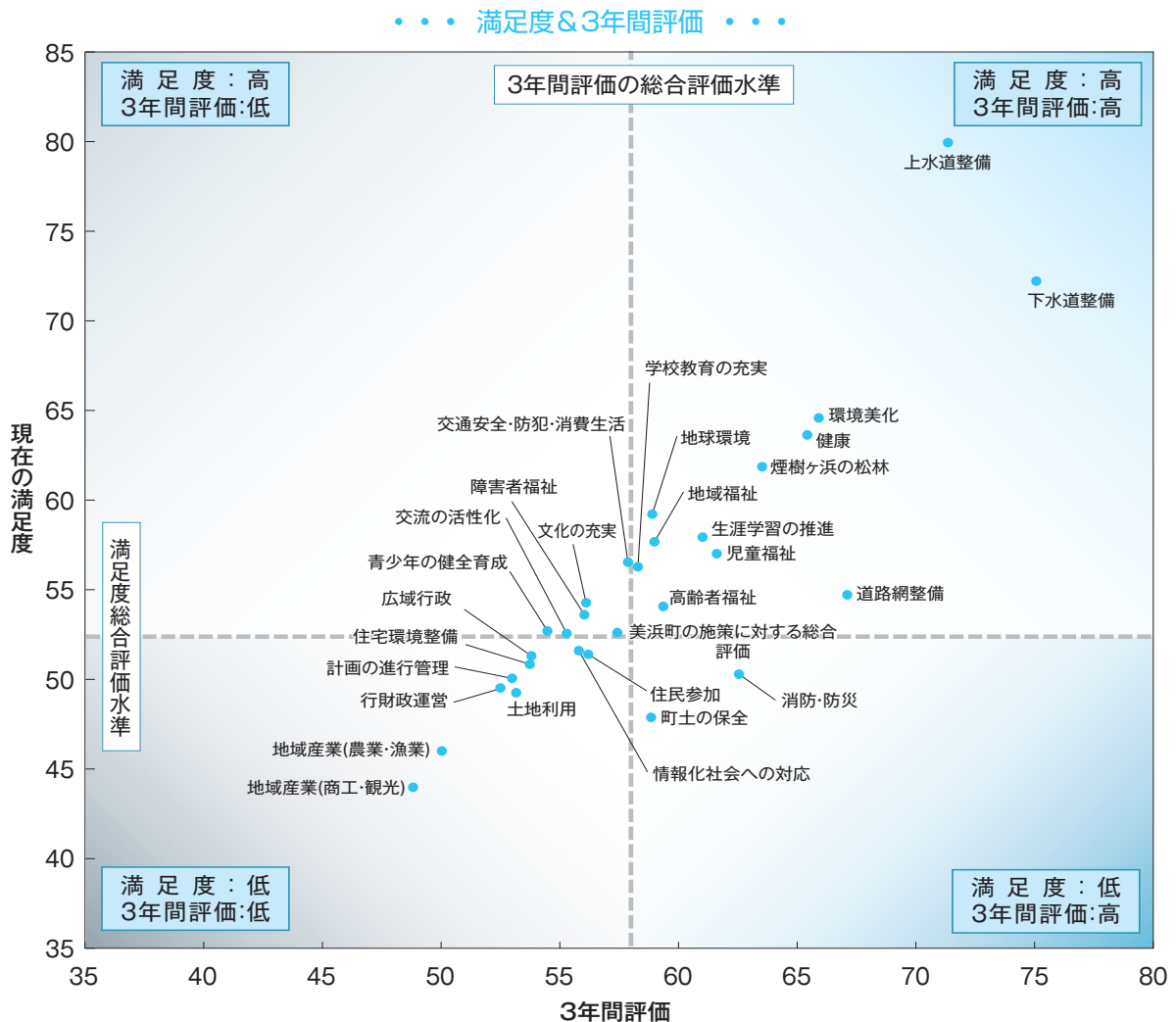
満足度が総合評価水準（52.5点）に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野と言えます。

3年間評価が総合評価水準（57.6点）に達していない施策（3年間評価：低）は、ここ3年間の取り組みがあまり評価されていない施策であり、今後は取り組み手法の改善を含め、施策のあり方を検討し見直す必要があります。

特に、「商工」「観光」「漁業」といった産業の振興を含め、（満足度：低）＆（3年間評価：低）の施策群については、住民が不満を持っている施策分野であるにもかかわらず、ここ3年間における取り組みそのものも評価されていないことから、早急にその取り組み内容等について検証し、改善を図っていくことが求められます。

一方、「町土の保全」「消防・防災」といった（満足度：低）＆（3年間評価：高）である施策群については、ここ3年間の取り組みそのものは評価されていますが、まだ不満の多い分野と言え、今後も現在の取り組みを推進しつつ、住民の満足度の向上を図っていくことが求められます。

また、上水道や下水道などについては、ここ3年間の取り組みを含め、とても高い評価を得ることができました。



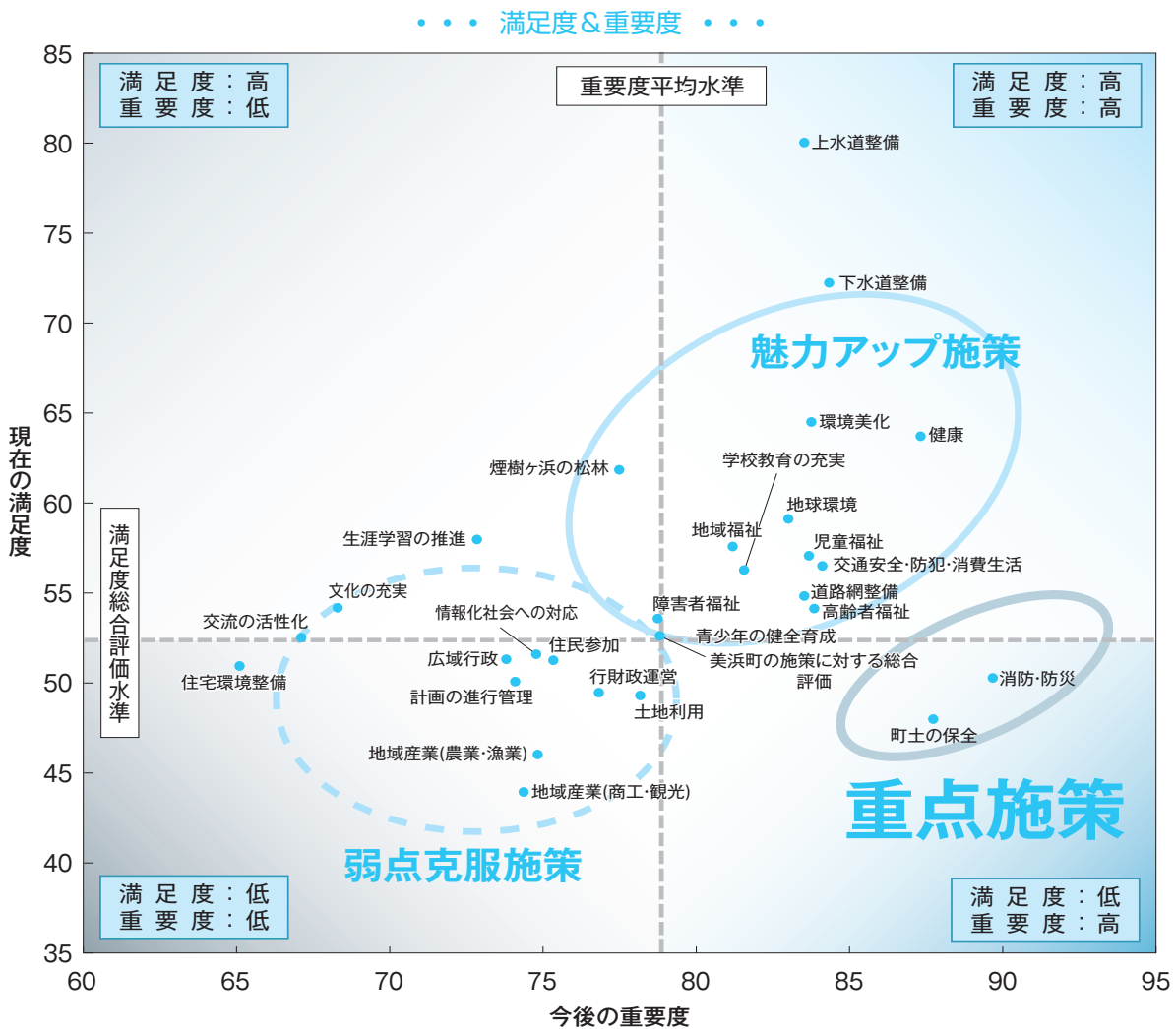
【現在の満足度と今後の重要度】

前述のとおり、満足度が総合評価水準（52.5点）に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野です。

また、重要度が平均水準（78.9点）を上回っている施策（重要度：高）は、住民が関心を持ち、今後特に重要だと考えている施策分野ですから、その取り組みについては基本的に充実させていくことが求められます。

特に、「町土の保全」「消防・防災」など（満足度：低）＆（重要度：高）の施策群については、住民の関心・期待が高い施策分野であるにもかかわらず、満足度が低い施策分野ですので、今後の重点的な取り組みが強く求められるとともに、住民の満足度の向上を目指すという観点からは極めて投資効果の高い分野とも言えます。

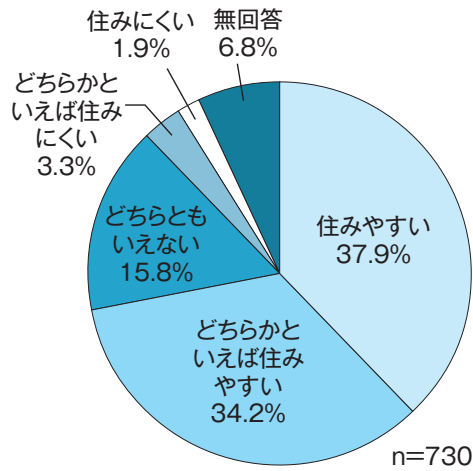
逆に（満足度：高）＆（重要度：低）位置する「煙樹ヶ浜の松林」「生涯学習の推進」等については、住民の関心・重要度も相対的に高くはなく、現状に対しても満足している住民が多いことから、新たな投資の優先順位は低い分野と考えられます。



② 住民の意向 【美浜町の住み良さ】

美浜町の住み良さについては、すべての年代で半数以上が“住みやすい”または“どちらかといえば住みやすい”と評価しています。

・・・ 美浜町の住み良さ ・・・



	合計	美浜町は住みやすいか						
		住みやすい	どちらかといえば住みやすい	どちらともいえない	どちらかといえば住みにくい	住みにくい	無回答	
全体	730 100.0	277 37.9	250 34.2	115 15.8	24 3.3	14 1.9	50 6.8	
年齢	20歳未満	23 100.0	11 47.8	4 17.4	4 17.4	0 0.0	0 0.0	4 17.4
	20～24歳	17 100.0	6 35.3	5 29.4	2 11.8	2 11.8	1 5.9	1 5.9
	25～29歳	19 100.0	6 31.6	4 21.1	5 26.3	2 10.5	2 10.5	0 0.0
	30～34歳	26 100.0	9 34.6	11 42.3	4 15.4	0 0.0	0 0.0	2 7.7
	35～39歳	37 100.0	15 40.5	15 40.5	4 10.8	1 2.7	1 2.7	1 2.7
	40～49歳	89 100.0	37 41.6	29 32.6	15 16.9	5 5.6	0 0.0	3 3.4
	50～64歳	183 100.0	58 31.7	66 36.1	40 21.9	4 2.2	5 2.7	10 5.5
	65歳以上	328 100.0	134 40.9	115 35.1	40 12.2	9 2.7	5 1.5	25 7.6

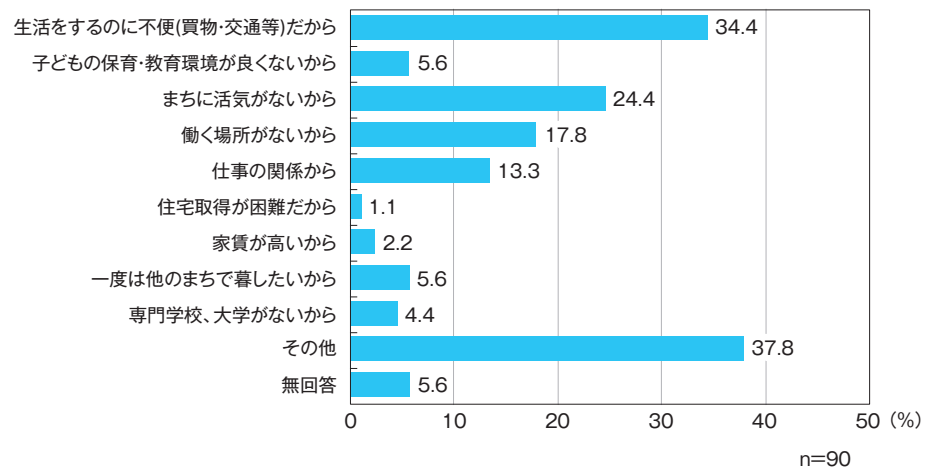
【定住意向】

定住意向については、「今の場所に住み続けたい」と回答する人が64.4%となっています。

【移転したい理由】

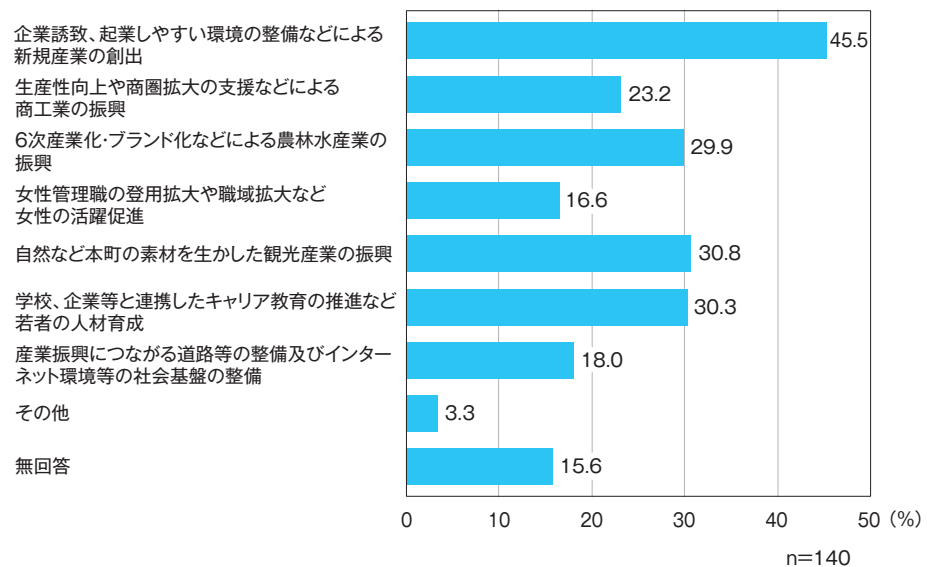
移転したい理由としては、「生活をするのに不便(買物・交通等)だから」をあげる人が34.4%で最も多く、次いで「まちに活気がないから」が24.4%となっています。

・・・ 移転したい理由 ・・・



【地域経済の活性化で力を入れるべき取り組み】

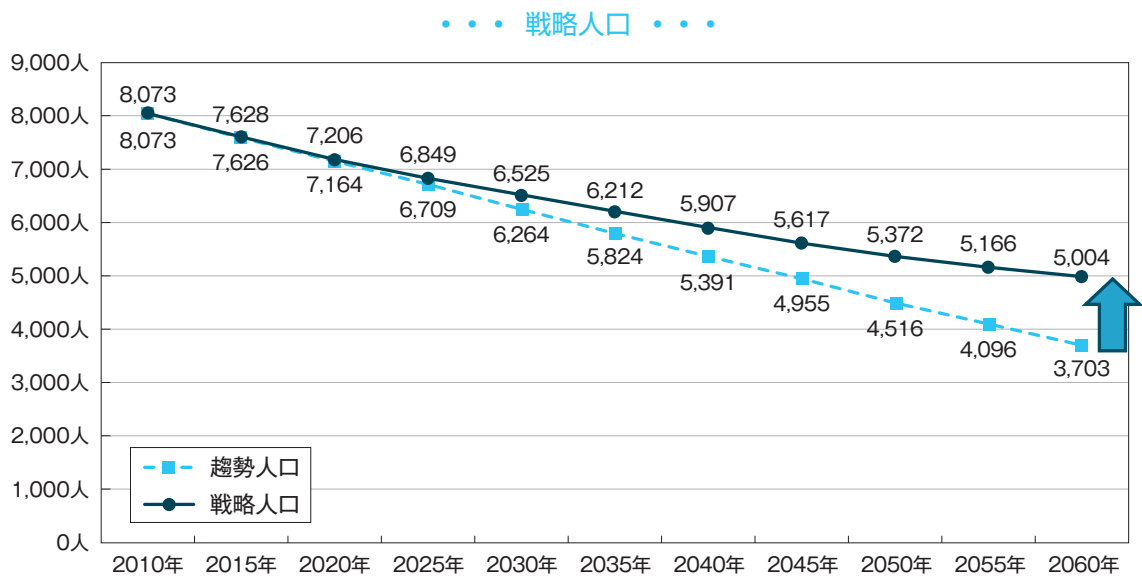
地域経済の活性化で力を入れるべき取り組みについては、“企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出”が最も多く45.5%、その他はあまり大きな差はありませんが、次いで“自然など本町の素材を生かした観光産業の振興”30.8%、“学校、企業等と連携したキャリア教育の推進など若者の人材育成”30.3%の順となっています。



第4章 将来人口フレーム

2010年の総人口8,077人から、今後の趨勢人口として2060年には3,703人にまで減少することが見込まれます。

本町では、こうした趨勢人口を踏まえた上で、合計特殊出生率の上昇並びに純定住率の上昇を図ることにより、長期的視点から人口減少の抑制に取り組むこととし、2060年において5,000人程度の人口規模を目指します。



単位：人

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
戦略人口	8,073	7,628	7,206	6,849	6,525	6,212	5,907	5,617	5,372	5,166	5,004
0～14歳	1,010	859	800	794	825	810	771	733	717	722	730
15～64歳	4,629	4,228	3,820	3,502	3,138	2,945	2,751	2,583	2,456	2,414	2,390
65歳以上	2,434	2,541	2,586	2,553	2,562	2,457	2,385	2,301	2,199	2,030	1,884
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.5%	11.3%	11.1%	11.6%	12.6%	13.0%	13.1%	13.0%	13.3%	14.0%	14.6%
15～64歳	57.3%	55.4%	53.0%	51.1%	48.1%	47.4%	46.6%	46.0%	45.7%	46.7%	47.8%
65歳以上	30.1%	33.3%	35.9%	37.3%	39.3%	39.6%	40.4%	41.0%	40.9%	39.3%	37.6%

後期基本計画

基本目標 1 安心と安全 ～緑が映えるまちづくり～

第1章 快適な定住環境の整備

第2章 美しい自然環境の継承

第3章 安心・安全に暮らせる環境の整備

基本目標 2 笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり～

第4章 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

第5章 人と地域が輝く教育・文化の充実

基本目標 3 汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり～

第6章 つながりで支えあう産業振興

第7章 協働のまちづくり体制の構築

まちづくりの施策体系

将来ビジョン

基本目標

施策分野群の目標

施策分野

緑と絆で築くまち美浜

基本目標1
緑が映える
安心と安全
まちづくり

快適な定住環境
の整備

- 土地利用
- 上水道整備
- 下水道整備
- 道路網整備
- 住宅環境整備

美しい自然環境
の継承

- 地球環境
- 環境美化
- 煙樹ヶ浜の松林

安心・安全に暮らせる
環境の整備

- 町土の保全
- 消防・防災
- 交通安全・防犯・消費生活

基本目標2
みんなで育む
笑顔と健康
まちづくり

誰もが安心して
暮らせる
保健・福祉体制の構築

- 健康
- 地域福祉
- 児童福祉（子育て支援）
- 障害者福祉
- 高齢者福祉

人と地域が輝く
教育・文化の充実

- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯学習の推進
- 文化の充実
- 人権尊重
- 男女共同参画社会の推進

基本目標3
未来に羽ばたく
汗と希望
まちづくり

つながりで支えあう
産業振興

- 地域産業（農業・漁業）
- 地域産業（商工・観光）

協働のまちづくり
体制の構築

- 住民参加
- 交流の活性化
- 情報化社会への対応
- 行財政運営
- 広域行政
- 計画の進行管理

基本目標 1

安心と安全 ～^みどりが^は映える^ままちづくり～

第 1 章 快適な定住環境の整備

- ① 土地利用
- ② 上水道整備
- ③ 下水道整備
- ④ 道路網整備
- ⑤ 住宅環境整備

第 2 章 美しい自然環境の継承

- ① 地球環境
- ② 環境美化
- ③ 煙樹ヶ浜の松林

第 3 章 安心・安全に暮らせる環境の整備

- ① 町土の保全
- ② 消防・防災
- ③ 交通安全・防犯・消費生活

第 1 章

快適な定住環境の整備

① 土地利用

現況と課題

美浜町は、県下で2番目に面積の小さい町（12.77km²）であり、町土全体の住環境整備は比較的効率的に進められる反面、人口密度が高く、道路整備などの土地確保に難しいケースもあり、特に海岸地域の生活関連道路整備などについては、計画的な土地利用の調整が難しい状況にあります。

《三尾地区》

三尾地区は、紀伊半島西端部に位置する日ノ御崎の半島部にあり、以前は半農半漁の集落形態でした。しかし、集落の背後にある農用地の大半は、生産性の不効率などによりそのほとんどが耕作放棄状態となり、遊休化が進んでいます。今では、農地への復活は一部を除き困難といわざるを得ない状況です。また、高齢化が進み、空き家の点在が目立ち、その管理とともに地域の防犯・防災面でも課題となっています。

一部日高町田杭に向けた県道南北や日ノ御崎灯台への途中南斜面などには、民間の別荘が点在しますが、これらについても建築後相当の年月を経ているものが多く見られ、不在別荘も多くその管理面などの課題もあります。

《和田地区》

本町の中心部をなす和田地区は、南側海岸部では海岸砂洲が形成され、砂浜海岸には大規模な松林があり、その背後地には集落と畑地の混住地域があります。

近年は、住宅化によりこれらの農地の転用が進み、農業集落排水事業なども進んだ中で、比較的住宅地域としての需要が高い地域となっています。

一方、旧来からの住宅地においては、道路計画等の調整が進まず、生活道路の拡幅など改良が進みにくいなど、防災上においても道路改良が望まれているところですが、用地確保の面から難しいのが現状です。

海岸砂洲の北側には約200haの農用地がありますが、この地域は2級河川西川の支流となる和田川の流域であり、感潮河川等の影響により排水事情も非常に悪く、過去から何度となく排水改良事業に取り組んでいるものの、今も抜本的な改良に至っておらず、年間を通じて何度か冠水が発生している状況です。このため、土地利用としては水田としての利用に限定され、主に水稲が栽培されています。また最近では、これらの農地の中でも、耕作放棄地が点在し始めています。

《松原地区》

松原地区は、和田地区同様に海岸砂洲に連なった集落並びに松林のある集落地域であり、また、御坊市に隣接する地域であり都市計画区域として指定されています。

本地区の大半は、日高川河口部、西川合流部となり、河川の影響を受けやすい地域であり、特に津波による影響が懸念される地域で、早急な防災対策が求められる地域となります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 地籍調査は平成28年度までに三尾地区を完了
(平成31年度までに本の脇地区の完了を目指している)

施策の展開

美浜町の町土は住民共通の財産であることを踏まえ、「美浜町都市計画マスタープラン」及び「美浜町農業振興地域整備計画」に基づき、自然環境の保全・活用と都市的環境の整備を進めるため、土地利用の調整を図りながら、地域のニーズや特性に応じた土地利用を図っていく必要があります。

自然公園エリアに関しても、長期的視点から土地の有効利用について検討・研究していきます。

「美浜町農業振興地域整備計画」における農用地等の保全に努めることはもとより、小規模的土地改良などにより集約型土地利用の具体的モデル事例に取り組み、農地の保全地域と耕作放棄地の有効利用を図るとともに、都市基盤整備等に伴う土地利用転換についても美浜町の恵まれた自然環境や防災的な観点に配慮しながら取り組んでいきます。

一方、町土の保全と土地利用の高度化に資するため、今後も計画的に地籍調査を進め、土地の実態を明らかにし、地籍の明確化を図っていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 遊休地・耕作放棄地等の有効活用
- 公共用地の有効活用
- 廃屋等の対策
- 地籍調査の計画的推進

② 上水道整備

現況と課題

美浜町の水源については、平成21年11月に日高川からの水利使用許可を取得し、安定した取水が実現できることになりました。

浄水場については、平成19年度に耐震診断を実施し、建物の耐震性能は現況のままでもほぼ安全に確保されているとの結果が得られ、現浄水場の建物を維持しつつ、機械等設備の更新を進めています。

三尾配水池及びポンプ場については、平成13年度に完成し、三尾地区においての安定した上水の供給が確保されています。

西山配水池は、昭和49年度の完成後、既に約40年経過しているため、部分的に老朽化が進み、その維持管理が必要となっています。

また、さらに安定した上水の供給と災害発生時の飲用水等の確保を図るため、第2配水池を建設（平成27年度7月着工）し、平成28年度からの運用を目指しています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 安定給水及び維持管理の向上のため、西山配水池（1,500m³）増設と緊急遮断弁を設置

施策の展開

安心・安全な水の安定供給を基本とし、良質な水を供給するシステムの構築・充実に努めます。

浄水場等については、設備等の更新に適宜取り組み、維持管理をしていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 浄水場等の設備の更新

③ 下水道整備

現況と課題

水洗化率（平成27年4月1日現在）については、和田地区農業集落排水事業（平成3年度供用開始）が94.79%、入山上田井地区農業集落排水事業（平成12年度供用開始）は88.78%となっており、順調に水洗化が進んでいます。

公共下水道については、計画面積99.4haに対して87.8haが整備済み（平成26年度末現在）となっており、今後の課題として各家庭における水洗化率の向上があげられます。

地区別の状況としては、松原地区で平成17年度に一部が供用開始されて以来、平成26年度末には浜ノ瀬・新浜・吉原地区の全域が供用開始、田井畑地区では一部が供用開始、平成27年8月には全域が供用開始となっています。本の脇地区についても、平成25年度より毎年一部供用開始区域を拡大し、平成28年度の管路工事完了に向かって整備中です。

平成28年度以降に着手予定の処理場第2系列建設工事については、本の脇地区管路完了後、流入量及び社会情勢を勘案しながら調査・検討を行います。

また、農業集落排水事業、公共下水道事業の使用料金の平準化については、平成31年度を目途に実施する方向で進めています。

三尾地区については、公共用水域の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽設置整備事業補助金や啓発等により合併浄化槽の設置を推進しています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 和田処理場施設の更新
- 供用予定区域のほぼ全域（本の脇地区の一部を除く）で公共下水道の供用開始

施策の展開

下水道事業は、住民が清潔で快適な生活を送るために不可欠な事業であり、今後も下水道普及率の向上を目指した取り組みを推進します。

また、下水道料金については、町内各地域での料金の平準化に向け取り組んでいきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 公共下水道整備の早期完成と接続促進
- 三尾地区における合併浄化槽の設置の推進
- 下水道料金の平準化への取り組み

④ 道路網整備

現況と課題

道路は住民の生活や経済活動を営む上で重要な基本的社会資本であり、また、広域的にも町を活性化させ、町の大きな発展の根幹をなすべきものといえます。

こうした認識の中で、安全で快適な生活を確保するため、さらに道路網の整備を実施するとともに、適切な維持管理及び計画的な改良を進めていく必要があります。また、高齢化社会に対応する観点からは、交通弱者の方々等も利用しやすい道路の整備が必要です。

加えて、町内各所において道路幅員の狭小区間が多く存在しているため、その改善を図り、安全性と利便性の向上に努めていかなければなりません。

現在、平成31年度供用開始を目標に、県道御坊美山線を介して湯浅御坊道路へとつながる主要幹線道路となる町道吉原上田井線の整備を進めています。

既存の橋梁に関しては、「美浜町長寿命化修繕計画」を策定の上、補修工事を実施しており、平成27年度をもって完了します。今後は、町が管理するすべての橋梁について、5年毎に近接目視による定期点検を行い、その点検結果に基づいた修繕を計画的に行う必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 吉原上田井線の整備
- 田井13号線や入山周囲2号線の拡幅改良
- 町内各所での部分改良や待避所設置等日常生活における利便性の向上

施策の展開

主要幹線道路の整備については、広域的な道路計画と十分整合を保ちながら、その実現に努めるとともに、県道の改良に際しては拡幅や歩道設置等の要請をしていきます。

現在着手している吉原上田井線の整備や地域内道路における狭小区間の解消などにより、さらなる利便性の向上を図っていくとともに、町が管理する道路橋を対象とした定期点検業務を平成28年度より5年毎に実施し、その結果に基づいた修繕を順次計画的に行っていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 広域交通アクセス道路である吉原上田井線の整備
- 「橋梁定期点検業務」と計画的な修繕
- 地域内日常生活関連道路の整備等による利便性の向上

⑤ 住宅環境整備

現況と課題

本町の住宅環境は自然に恵まれ、また、御坊市にも近く、買物や病院などの医療施設等への交通の便にも恵まれています。

住宅の提供については、民間会社の分譲造成等がそのほとんどであり、また、住宅地としての利便性を背景とした地価の高水準により、近年は新規の宅地化・住宅建設がやや停滞気味となっています。一方で、地価の比較的安い近隣町への住宅建設が進んでいる状況です。

町営住宅については、和田B・C団地が36戸、和田大浜団地が36戸の合計72戸となっています。今後の町営住宅の整備については、老朽化の進みつつある和田大浜団地の方向性が課題となっています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 和田大浜団地の募集停止など、町営住宅の整備の在り方について検討を進めている

施策の展開

良好な住宅環境の維持・形成を図るため、地域住民との連携をもとに、地域の実情などを勘案した取り組みを進めます。

新規宅地造成等について、計画的な土地利用形成に向けた宅地誘導を図る他、町営住宅のうち、老朽化した和田大浜団地については現入居者の協力を得ながら、今後の整備のあり方について検討していきます。また、今後の人口減少等に伴い増加が見込まれる空き家や休耕地の活用等により、本町への定住・移住を促進する取り組みを進めるとともに、良好な住環境を阻害する要因ともなりかねない空き家や危険家屋等への対策に組み、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりを推進します。

住民にとって身近な公園・緑地等については、用地の確保や維持管理に努めるとともに、吉原公園については今後は利用状況等を踏まえて整備していきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 空き家バンクや休耕地バンクの創設
- マイホーム取得者に対する補助
- 空き家等を活用した移住体験ゲストハウスの整備
- 特定空き家の撤去
- 町営住宅の老朽化対策の推進
- 地域内多目的広場の整備推進

第 2 章

美しい自然環境の継承

① 地球環境

現況と課題

地球温暖化・酸性雨・海洋の汚染など地球規模の環境問題は、人類の生存基盤にかかわる重要な課題のひとつとなっています。

我が国においては、平成20年に、生物の多様性及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的に生物多様性基本法が制定されました。

今後は、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進めるため、住民、事業所及び行政が協働し、多様な場・機会での環境啓発、学習の推進を図るとともに、地域ぐるみの活動として、まずは身近な自然環境等に配慮した取り組みを進めていくことが求められています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 「美浜町温暖化防止アクションプランⅢ」(新アクションプラン) をホームページに掲載

施策の展開

地球環境全体を視野に入れながら、身近な地域環境との共生を目指したまちづくりに努めます。

快適な生活を送ることができる美しい環境を守り、後世に引き継ぐためにも、住民、事業所及び行政がそれぞれの立場でできる役割分担を担いながら、各種施策に取り組みます。

町役場庁舎に設置・整備した太陽光発電による新エネルギーシステムについて、今後はその状況をみながら、学校施設やその他公共施設への展開を検討していきます。

また、地球環境問題に関する住民への意識啓発等を進めていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 「美浜町温暖化防止アクションプランⅢ」の推進
- 地球環境問題に対する住民への意識啓発

② 環境美化

現況と課題

家庭や事業所などから出るゴミの減量化やリサイクルを促進する必要性はますます高まっています。

そうした中、平成8年度からゴミの5種分別収集（平成17年度からは6種分別収集に細分化）、平成9年度からはゴミ袋の有料化を実施してきました。また、各家庭から排出される生ゴミ減量化に向けて、家庭での生ゴミ処理機（容器）の普及を進めるため、平成12年度からは補助金（限度額10,000円）を交付、平成21年度からは限度額20,000円への引き上げを実施したのに加え、平成25年度からは7年を経過すれば再度補助金を申請することができることとし、生活環境の保全と公衆衛生に資するための取り組みを進めています。

一方、集積場所への大型ゴミの不法投棄及び不適正排出が後を絶たない状況にあり、平成21年10月からは収集月を隔月とするとともに、監視カメラを設置し不法投棄の監視に努めています。

このような様々な取り組みとともに、各地域への地道な啓発活動が実を結びつつありますが、まだまだその意識が高いものとはいえず、今後とも、住民への意識啓発と併せ、全町的な環境美化運動にその輪を広げていかなければなりません。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 平成12年度から補助金を交付しているコンポスト等は、平成26年度末で286件交付（平成25年4月からは7年を経過すれば再度申請できることとした）

施策の展開

ゴミ処理については、「美浜町一般廃棄物処理実施計画」に基づき、ゴミの減量や一般廃棄物の適正処理を推進していきます。

また、身近な生活環境を保全するため、廃棄物の発生の抑制、再使用や再生利用などを進め、適正な処理・処分を促進することが重要であることから、ゴミ処理等に関して住民の意識啓発に努めます。

生ゴミの減量化に向けては、各家庭におけるコンポストや電気式生ゴミ処理機の普及及び設置促進を図ります。

ゴミの分別収集の徹底を図りながら、減量化とリサイクルを推進していくとともに、住民の美化意識の高揚と啓発を図り、ゴミのないきれいなまちづくりを進めます。

「自らの地域は自らの手で美しく！」を基本理念とし、海岸、林内などの一斉清掃美化運動を各ボランティアグループ、学校などに働きかけます。

不法投棄の対策として、町内一斉清掃（5月）・ゴミ一掃クリーン作戦（11月）などの住民活動と併せ、警告看板や監視カメラの設置など不法投棄監視体制づくりに努めます。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 地域環境美化に向けた住民意識の向上と住民活動への働きかけ
- 生ゴミ減量化に向けたコンポスト等の普及支援
- 不法投棄対策の強化推進
- ボランティアグループの育成支援・3R運動の実施

③ 煙樹ヶ浜の松林

現況と課題

煙樹ヶ浜の松林は、台風や塩害から民家や田畑の農作物を守るための潮害防備保安林、心や体をリフレッシュするための保健保安林としての役割を果たしていますが、それだけではなく、私たち住民が誇りを持てる町のシンボルとして全国に発信できる地域資源でもあります。

しかしながら、昭和40年頃から松枯れが大きな課題となっており、その対策として薬剤の地上散布、枯れ松の伐倒駆除や樹幹注入等を毎年実施するなど、今も松を守るための対策を続けています。

今後は薬剤の散布等、予防的な手法に加え、松林内の環境整備をし、植樹・間伐等の松を育てる取り組みも行いながら、保全していく必要があります。

一方、煙樹ヶ浜の松林を住民共有の財産として後世に残していくためには、煙樹ヶ浜保安林保護育成会等の関係団体と密接な連携をしながら、住民参加による松林の維持・整備に努めていくことが重要です。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 例年2月の第2日曜日を「松の日」と定め、間伐や枝切りといった松林を育てることへの取り組みを住民の方々とともに実施してきている
- 松くい虫被害の減少
- 下草刈りによる林内環境の向上

施策の展開

本町を代表するシンボリックな地域資源である煙樹ヶ浜の松林について、より美しく、より誇りを持てる姿で次代に継承するためには、まずは、保安林機能の保全を前提とし、松くい虫被害対策についても引き続き実施していくとともに、美浜町の住民みんなの財産であるとの共通認識のもと、住民参加による植樹や間伐といった保全活動を推進することが大切です。

また、松林内の遊歩道でのウォーキングなど、住民が身近に自然に親しめる空間でもあることから林内環境の向上に努めていくとともに、今後は集客（観光）・交流の観点から煙樹ヶ浜の活用を図っていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 松くい虫防除対策や間伐等松林の保育
- 林内環境の向上対策
- 住民参加の保全活動の推進
- 潮害防備・保健保安林機能の維持
- 煙樹ヶ浜におけるイベントの活性化
- 煙樹海岸キャンプ場の活性化

① 町土の保全

現況と課題

河川洪水対策については、2級河川である西川や和田川、東裏川は感潮河川でもあることから、流域における内水被害が生じやすく、長年、家屋や道路、田畑の冠水が頻繁に発生しています。河川の流下能力の向上を図り、内水被害を軽減させるため、和歌山県が策定した「日高川水系河川整備計画」の早期着手が喫緊の課題となっています。

海岸保全対策については、煙樹ヶ浜、とりわけ浜ノ瀬地区全域と新浜地区の一部においての浸食及び越波の解決が急務であり、海岸管理者である和歌山県が行う護岸の嵩上げや海岸の養浜、浸食と越波に関する抜本的かつ恒久的な対策が強く求められているため、和歌山県に対しその実施を積極的に働きかけ、地域住民の安心と安全を担保しなければなりません。

砂防対策としては、三尾地区・和田地区の急峻な崖地における急傾斜地崩壊対策事業や土砂災害防止対策事業について、緊急度の高い箇所から順次適切な整備を推進していく必要があります。

また、農地の遊休化・荒廃化が進む中、過去に農業用ため池として整備していたものについて機能保全是もとより維持管理も難しくなっていることから、これらのため池の保全についても早急に検討する必要があります。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- 三尾地区で土砂災害警戒・特別警戒区域の指定がなされたことから、ハザードマップを作成し周知した

施策の展開

住民が安心して暮らせるよう、地震や台風等の自然災害に強いまちづくりを目指し、本町の地形的な特性に応じた町土保全対策を図ります。

河川洪水対策については、和歌山県が策定した「日高川水系河川整備計画」の早期着手を要請するとともに、この計画に位置づけられている事業以外においても、老朽化した堤体の修繕など、適宜、河川管理者に要請しその改修を図ります。

また、海岸保全対策としては、煙樹ヶ浜における抜本的かつ恒久的な浸食及び越波対策を海岸管理者と協議し、その早期実現を目指すとともに、砂防対策やため池の保全についても今後検討し推進していきます。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 河川洪水対策の推進
- 海岸保全対策の推進
- 砂防対策の推進
- ため池の保全対策の推進

② 消防・防災

現況と課題

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来、自然災害、特に地震に対する防災意識や対処法が大きく変化しました。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においては津波による多くの被害が発生したことから、津波浸水想定の見直しが必要となりました。美浜町においても平成25年3月に発表された「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」の結果を踏まえ、発生頻度は極めて低いものの仮に発生すれば被害が甚大となる「南海トラフ巨大地震」発生時の津波から逃げ切るためのハード・ソフト両面の整備や、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強の促進が必要となりました。

災害時における自助・共助・公助、特に大災害に遭遇した場合の自助・共助の大切さは今日では誰もが認識しているところであり、防災の面からも各地域における隣近所の助け合いの精神は極めて重要視されています。本町では各地区の自主防災組織に対し、各種自主防災資機材の購入補助や活動助成などの支援に取り組んでいます。

また、防災の専門機関としての日高広域消防をはじめ、消防団の活動は、それぞれの任務とともに地域の防災リーダーとしての役割もまた大きなものがあります。

平成27年に洪水・土砂災害ハザードマップ及び「美浜町地域防災計画」を改定し、津波ハザードマップと併せて町内各戸へ配布するとともに、美浜町ホームページに掲載するなど、危険情報の公表に努めています。

これらハザードマップに基づき、洪水・津波・土砂災害時における確実な情報伝達訓練、さらには住民に緊急災害情報を瞬時に伝達する訓練など、今後は、地域間の連携と消防・行政の連携並びに初動による総合的な防災訓練などに取り組む必要があります。

また、災害時避難行動要支援者対策として、災害時避難行動要支援者台帳を活用し、今後は、災害時に高齢者や障害者などの災害弱者の方を含め、住民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、避難場所の周知や避難方法などを徹底するなど、防災知識の普及・啓発を進めることが必要です。

加えて、災害発生時における自主的避難や、情報確保が困難な障害者や継続的に治療行為が必要な透析患者等の避難、救護体制の確立なども求められています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 自主防災組織の育成
- 各種ハザードマップの改定
- 地域防災計画の改定
- 防災体制・避難体制の整備
- 紀の国防災人づくり塾（美浜会場）の開催

施策の展開

「美浜町地域防災計画」（平成27年3月改定）に基づき、住民の生命と財産の安全を確保するための取り組みを進めます。

自然災害等の発災時において、まずは自助・共助が極めて重要になることから、災害に対しての日頃からの備えと意識の啓発を図るとともに、町内全地域（12地区）に組織された自主防災組織の主体的な活動への支援を行うとともに、住宅の耐震化を促進する取り組みを進めます。

また、消火栓や防火水槽など、消防・防災に係る施設・設備の点検・整備に努めるとともに、地震災害等を想定した総合的な防災訓練等を通して、住民・地域・消防・行政等による連携体制の確立・強化を図ります。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 災害に強いまちづくりの推進
- 災害に強い人づくりの推進
- 消防力の充実

③ 交通安全・防犯・消費生活

現況と課題

交通安全については、交通安全協会美浜分会や交通指導員会により、町の交通安全対策活動やその啓発に努めています。また、ハード面では町内の主要道路の危険箇所のピックアップとともに、その対策への取り組みを進めています。

また、近年は各地区要望事項に基づき、カーブミラーの新設や補修を進めているところです。

防犯については、青少年健全育成会議などを中心に夜間パトロールなどを行うとともに、地域においてはボランティアにより通学通園児の見守り活動に取り組んでいただいています。

近年では、多重債務に悩む事象や悪徳商法、振り込め詐欺など、高齢者を狙った悪質な事件が社会問題となっています。本町においては住民相談窓口として、心配ごと相談所、法律相談、行政相談窓口など住民が安心安全に生活できるよう対応しています。それぞれの相談内容に応じて、県の消費生活センターや関係機関と連携した対応も行っています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- ガードレールやカーブミラーの設置

施策の展開

住民の交通安全の確保と交通災害の未然防止を図るため、各種交通安全施設の整備に努めます。また、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象とした交通安全教育を推進し、住民の交通安全思想の普及・高揚を図ります。

また、防犯については、防犯灯や防犯カメラの設置整備を進めるなど、犯罪の起こりにくい環境整備とともに、コミュニティ活動などを通じて防犯意識の高揚に努めます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 交通安全施設の整備
- 交通安全教育の推進
- 防犯灯や防犯カメラの整備や防犯意識啓発による防犯環境の向上
- 住民相談員、行政相談委員の相談体制の充実

基本目標 2

笑顔と健康 ～みんなみで育はむままちづくり～

第 4 章 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

- ① 健康
- ② 地域福祉
- ③ 児童福祉（子育て支援）
- ④ 障害者福祉
- ⑤ 高齢者福祉

第 5 章 人と地域が輝く教育・文化の充実

- ① 学校教育の充実
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯学習の推進
- ④ 文化の充実
- ⑤ 人権尊重
- ⑥ 男女共同参画社会の推進

第4章

誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

① 健康

現況と課題

健康維持のためには、「自らの健康は自らが守る」という意識を持つことが重要であるとともに、保健医療体制の充実が必要です。

生活水準の向上や食生活・ライフスタイルの変化に伴い、住民の疾病構造も変化し、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。

本町では、近隣市町と「健康日高21」を策定し、これを住民の健康づくりの指針・指標とする取り組みを進めています。

生活習慣病等の予防対策として、平成20年度からは特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、がんによる死亡者も年々増加していることから、がん検診の積極的な受診やがんを予防するための生活習慣の改善に努めています。

母子保健については、新生児・乳幼児期・学童期を通じた健康づくりとして、成長に伴う一貫した健康診査を実施し、健康の保持・増進を図っています。

保健指導を必要とする場合には保健師が関係機関などと連携を図りながら相談指導や家庭訪問指導などを行っています。また、平成21年度から「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4カ月児までの訪問指導の実施により、乳児の発育状況と母親の育児状況を把握し、必要な支援・情報提供に努めています。

一方、子どもの誕生を切に願っている夫婦への支援として不妊治療費の助成を行っています。

医療については、日高郡の中核機能を持った国保日高総合病院を中心に、独立行政法人国立病院機構和歌山病院・北裏病院・北出病院の4病院の連携による医療機能分担ができています。高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確保・充実が求められています。

小児救急医療体制については、日高医師会所属の医師と国保日高総合病院の医師が土曜日の午後3時から8時まで、国保日高総合病院において対応しています。

平成6年に開設した御坊広域休日急患診療所は平成22年3月末をもって閉鎖となり、現在は、日高医師会所属の医師と国保日高総合病院の医師が国保日高総合病院において休日急患診療室を開設しています。

予防接種については、保護者が進んで予防接種を受ける自覚をもってもらうように啓発・勧奨を継続する他、今後も、食育の推進や新型インフルエンザなどの新感染症発生時の対応体制の確立を図っていきます。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- 子ども医療費自己負担分を中学生まで助成
- 平成26年度に健康推進員制度設置
- 平成26年度からは水痘、高齢者の肺炎球菌予防接種を実施

施策の展開

少子高齢化社会を視野に入れて、地域住民による健康づくり気運を高め、「自らの健康は自らが守る」を前提とした身近な地域保健体制を確立し、トータルヘルスケアを推進します。

住民の生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防等を図るため、健康づくり推進員の協力を得ながら、集団健診・個別健診を含め、特定健診の受診率及びがん検診受診率の向上に努めます。

また、住民が安心して暮らせるよう、地域の医療機関等と連携しながら、救急医療体制の確保・充実を図っていきます。

一方、食への関心の高まりを踏まえ、中学生への食育講習や調理実習を行うなど、食生活改善推進協議会の協力を得ながら、食育の推進に努めていきます。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 子ども医療費の負担軽減への支援
- 住民主体の健康づくりの推進
- 生涯を通じた健康づくりへの推進
- 救急医療体制の確保・充実
- 予防接種、食育の推進

② 地域福祉

現況と課題

自助・共助・公助の考え方への理解・意識が浸透する中、地域における日頃からの近所づき合いや助け合いの重要性が再認識されています。地域社会は、住民がふれ合い、相互扶助することにより、豊かな生活を実現する場でもあります。

住民一人ひとりが地域福祉への理解を深め、身近な地域福祉活動に主体的に取り組める体制づくりが重要です。

美浜町では、社会福祉協議会と民生児童委員、民間ボランティア等が中心となって地域福祉活動を実践しています。平成19年には高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げ、認知症の増加に対応した地域の見守りを行っている他、平成22年度からは高齢者安心サポート事業により、地域包括支援センターが認知症高齢者の情報を保管し、検索時にはこれを活用する体制をとっています。

また、ボランティア活動としては、社会福祉協議会が実施している地域巡回いきいきサロンにおいてボランティアの方たちが活動している他、住民主体のボランティア・サークル等が活動しています。

この他、高齢者が高齢者を支えるしくみとして、支える側の高齢者の健康保持・増進及び生きがいの創出、また、支えられる側の高齢者の生活支援ニーズの充足等を目的とする有償ボランティア・シルバー人材センター事業（元気高齢者生きがい事業）を実施しています。

家族や地域社会の機能が予想以上に大きく変化していく状況においては、地域の福祉課題・生活課題を自らの問題として、地域住民が認識・共有し、活動につなげる地域づくりが、各種サービスの隙間を埋める役割として求められています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 災害時要援護者台帳を毎年民生委員・児童委員の協力により更新

施策の展開

高齢者や障害者などの特定の対象者に向けた福祉ではなく、地域に住む住民の誰もがその対象や担い手となるような、より主体的な福祉のあり方として地域福祉を捉え、こうした住民主体を基本とする自助・共助・公助による地域福祉のまちづくりを進めます。

なんらかの手助けやサービスを必要とするすべての人が、必要なサービスをいつでもどこでも受けることができるよう、いろいろなサービスを提供することのできる人材や団体など、サービスの担い手を育成し、身近な地域福祉体制づくりに取り組みます。

ひとり暮らし高齢者世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯など、住民それぞれが抱える生活上の問題を解決するための相談機能の充実等の支援を行います。

また、住民一人ひとりのボランティア意識の醸成を図り、地域における見守り活動など、地域住民が様々な分野で自主的にボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会のボランティア登録制度等を活用しながら、必要な支援体制を整えます。

災害時要援護者台帳の活用・運用等についても、個人情報取り扱い等に十分留意しながら、地域の民生委員等の協力を得て、より実効性・実用性のあるシステムとして機能するよう、検討・推進していきます。

こうした取り組みを計画的に進めるため、「美浜町地域福祉計画」を策定します。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 「美浜町地域福祉計画」の策定
- 身近な地域福祉体制づくりの推進
- 災害時要援護者台帳の活用・運用体制の確立・推進
- 主体的なボランティア活動の支援

③ 児童福祉（子育て支援）

現況と課題

近年の少子化、女性の社会進出の増大や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等に伴い、家庭での育児機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のもと、平成26年度に策定した「美浜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、また、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

平成20年4月に、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能の備わった幼保連携型認定こども園である「ひまわりこども園」を開園したことにより、幼保一元化施設として子育て支援を総合的に推進する環境が整っています。

今後は、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能等の充実が必要です。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 平成26年度に「美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様な子育てニーズへの対応を図っている
- 住民課、教育課、健康推進課と連携し児童虐待防止に努めている

施策の展開

「美浜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う児童が心豊かにたくましく育つよう、認定こども園を中心とする体制で各家庭への多様な子育てニーズへの対応と支援を行っていきます。

また、地域における子育てサークル等への支援や子ども同士、子育てをする親同士の交流機会を創出するなど、子育てに関する多様なニーズへの対応に努めます。

心の問題をはじめとして複雑・多様化する児童問題に対し、県関係機関などの専門機関と連携し、問題の早期発見や相談を受け付ける相談窓口の充実を図ります。

児童虐待防止については、住民の意識啓発を行うとともに、今後も検診時や認定こども園等における早期発見、状況把握に努め、状況に応じた相談・指導を行っていきます。

こうした取り組みに加え、少子化対策の観点からは、若者の出会いの場を創出する取り組みや美浜町で結婚・出産することへのインセンティブを創出する取り組みによって、若者の結婚・出産に対する希望の実現を支援していきます。

【 後期計画における主な施策・事業 】

- 「美浜町子ども・子育て支援事業計画」の推進
- 不妊治療に対する助成の拡充
- 第3子以降の出産に対する助成
- 吉原公園を活用した子どもの居場所整備
- 既存建物の建替えによる和田学童保育受け入れ枠の拡充
- 児童虐待防止の推進
- 婚活パーティーの開催やそれを通じて結婚したカップルに対する特典付与

④ 障害者福祉

現況と課題

美浜町では、“地域みんなで行動する福祉のまち・美浜”をモットーに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中でお互いに支え合いながら生活し、障害がある方の「完全な社会参加と平等」が実現できる社会を目指すとともに、ユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本とし、すべての障害者がその人権を尊重され、差別されることなく、自立し、地域の中で暮らせるまちづくりを目指しています。

現在、町が行う地域生活支援事業のうちの相談支援事業を日高圏域（1市5町）の共同運営で御坊・日高障害者総合相談センターにて実施しています。また、平成26年度には、障害福祉分野の度重なる制度改正や新法成立に対し、日高圏域で共通認識を持ち、協力連携をとりながら総合的な障害者施策を進めてきた経緯を踏まえ、日高圏域で障害者計画、障害福祉計画を兼ねた平成27年度からの計画「日高圏域障害者プラン2015」を策定しました。

今後も、障害者一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を含め、障害者が住み慣れた地域で自立して暮らすための支援の強化が求められています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 「日高圏域障害者プラン2015」に基づき、障害者を支援
- 障害者週間（12月3～9日）に作業所で作っている物品を購入し役場窓口で配布したり、障害福祉関係団体と連携して障害者への理解促進に努めている

施策の展開

「日高圏域障害者プラン2015」に基づき、障害者が社会を構成する一員として、正しい理解・認識のもとに尊重され、障害者自身が自立性・主体性を確保し、就労など社会参加を通じて自己実現ができるような環境・体制づくりを目指します。

障害児についても、ライフステージに沿った早期発見や療育・教育体制の充実、精神障害・発達障害に対する支援の充実に努めます。

住民一人ひとりの障害者問題への正しい理解・意識の啓発を図るとともに、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や生活空間のバリアフリー化を推進します。また、地域の防災・安全対策の充実に努めるとともに、情報のバリアフリー化を推進します。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 「日高圏域障害者プラン2015」の推進
- 障害者への正しい理解・意識の啓発
- 障害者虐待防止の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進

⑤ 高齢者福祉

現況と課題

全国的に高齢化が急速に進む中、本町においても高齢化率は32.0%（平成27年3月31日現在）と年々高くなっています。

介護保険法の改正に伴い、平成18年度には地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント事業の推進とともに高齢者の総合相談窓口の役割を担っているところです。

核家族化等を背景に家族の介護力が低下する一方で、高齢者を取り巻く問題やニーズは、孤独死や老老介護の問題、認知症高齢者の増加など、ますます多様化しており、地域包括支援センターに寄せられる相談件数も増加傾向にあります。

平成18年度に新たに創設された介護保険地域密着型サービスを提供する施設としては、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護サービスを提供する施設があります。

今後も、高齢者の尊厳の尊重と自立支援を基本理念とし、制度の枠組みの中だけで考えるのではなく、それ以前に、人間関係の希薄化、社会的孤立からくる様々な課題に着目する必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 介護老人福祉施設の入所待機者は減少
- 老人クラブの加入者増

施策の展開

高齢者福祉については、介護保険事業の運営を含め、「美浜町高齢者保健福祉計画」「美浜町介護保険事業計画」に基づき、実施していきます。

高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加を抑制するため、高齢者の運動機能の向上等、地域支援事業等を通じた介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図ります。

地域支援事業では、すべての人々の参加を前提に、行政、多様な担い手、そして高齢者等要援助者自身も含め、幅広い関係者が変革の取り組みに意欲的に参加し、連携するネットワークづくりに努めます。

また、高齢者に対する虐待を防止するため、虐待防止ネットワーク等を通じた虐待発見・対策に取り組んでいきます。

世代間交流をはじめとするイベントの開催、敬老事業の実施などによって高齢者に対する理解と敬愛の念を醸成するとともに、老人クラブ等の主体的な活動を支援します。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 介護老人福祉施設への入所待機者対策の推進
- 高齢者の虐待防止
- シルバー人材センターの人材登録制度の充実
- 世代間交流等の推進

① 学校教育の充実

現況と課題

基礎学力の低下、いじめや不登校など様々な問題が顕在化する中、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と確かな学力の育成が求められています。子ども一人ひとりのよさを尊重しながら、社会の一員としての自覚を持った社会性の育成が必要です。

また、国際化や情報化、科学技術の進歩、地球環境の変化など、新しい時代に対応した教育の充実が求められています。

こうした中、平成20年に新しい学習指導要領が告示され、平成23年度から教科書が全面改定され、新しい教育が始まっています。学習指導要領では、基礎的な知識・技能の定着とともに、自ら考え、判断し、表現する力の育成を通して、「生きる力」を育むことが求められています。また、言語や理数の力を育むとともに、環境教育や食育など、新しい時代に対応した教育の充実を目指しています。

国際化が一層進展していく中、子どもたちにとって英語教育の重要性が増しています。学習指導要領の改定による対応も含め、特に小学校での外国語活動等の充実が求められています。

一方、子どもや教育を取り巻く様々な状況に対応するため、子どもたちを豊かに育むことを目指した人と人のつながりによる教育基盤づくりに取り組んでいく必要があります。

平成20年4月に三尾小学校が和田小学校と統合し、新たな和田小学校としてスタートしました。松原小学校・和田小学校それぞれも児童数は今後当面は約200名前後で推移することから、学校規模について当面は既存の規模が適正であると判断したところですが、今後ともその適正規模を探っていかなければなりません。

平成20・21年度には、松原小学校・和田小学校それぞれの耐震補強工事が行われ、町内の学校教育施設の耐震化率は100%となりました。

学校給食は、平成15年度から民間委託契約によって給食業務を行っています。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- 小・中学校の冷暖房施設整備
- 平成23年度より小中連携を中心とした認定こども園との交流

施策の展開

少子化に伴う子ども同士の交流機会の減少等を踏まえ、認定こども園と小学校、小学校と中学校が連携した取り組みを進めていきます。

総合学習においては、地域のゲストティーチャーとのふれあい、小学生・中学生との異年齢交流の他、地域における福祉や環境をテーマにした学習メニューの充実を図るなど、地域性を活かした特色のある学校教育、学校環境づくりを推進します。

幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできる認定こども園については、教育事業と子育て支援事業の2つの柱をそれぞれ充実させていきます。

子どもたちの通学時・放課後等における安全確保については、学校単位での安心安全メールの配信体制の充実を図っていきます。

【 後期計画における主な施策・事業 】

- 学校教育施設の整備充実
- 学校教育力の充実
- 認定こども園の充実
- 認定こども園・小学校・中学校の連携推進
- 地域性を活かした特色ある学校教育の推進
- 安心安全メールの発信体制の充実
- ふるさと教育の推進

② 青少年の健全育成

現況と課題

青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と幅広い視野を持ち、心身ともに明るくたくましく成長することが、次代を担う人材を育成していく上で重要です。

精神的・肉体的にも成長著しい青少年期は、人や自然とのふれあいを通して、仲間同士の絆や友情を深め、また、地域との連帯感を高めていくことが社会人としての基礎を培い、人間性豊かな人格を形成する大切な時期であるといわれています。

本町では、平成21年度から、広く住民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る事業を行う民間主導の組織として青少年育成町民会議が活動を始めており、今後はこの組織体制の強化等への支援を行っていく必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 自然体験事業としてのドルフィンスイム、スキー体験学習等の事業に関わるなど主体的に活動を推進

施策の展開

青少年の健全育成については、青少年育成町民会議を中心に地域住民を含めた民間主導の体制のもとで、関係各種団体との共同イベント開催や情報交換等を進めます。

青少年が地域社会の一員としての役割と自覚を高めるためには、ふるさと意識を醸成することが大切であり、青少年の健康と連帯づくり等にも寄与するスポーツ・レクリエーション活動の奨励に取り組みます。その他、親子のふれあい事業などのソフト事業の充実にも努めます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 青少年育成町民会議による活動推進
- 青少年のふるさと意識の醸成

③ 生涯学習の推進

現況と課題

少子・高齢化、高度情報化の急速な進展などによる社会全般の変化や人々の価値観の変化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて、住民の学習ニーズは多様化・高度化しています。また、学習によって得た知識・技術及び能力を、自己の向上のためだけでなく、地域社会に還元してまちづくりに役立てようとする活動も活発化しています。

このため、住民一人ひとりが自分にあった学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の一層の充実を図るとともに、学習活動で培った成果や能力が地域社会の中で活かされる環境を創出し、それらを活力ある地域づくりにつなげることが必要です。

また、図書館ではインターネットを通じたの図書の検索サービスに努めています。社会教育の拠点であるこうした図書館や公民館については、より高度な学習ニーズに応えるとともに、さらなる事業の充実が求められています。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- 公民館講座の充実

施策の展開

学校教育修了後においても、住民誰もが自己能力の開発や自己実現を図り、心の豊かな人生を過ごすことができるように、地域社会、行政、学校などがそれぞれ連携し、学習機会の提供・充実を図ります。

その学習機会の提供を推進するために、地域が抱える様々な教育課題や地域住民の要請に的確に対応できる、そしてまた様々な世代の人々が気軽に集える拠点となる、公民館や図書館等の社会教育施設を複合的に活用するとともに、生涯学習推進体制を確立します。

図書館については今後とも地域や家庭、学校との連携を進め、身近な学習拠点としての機能充実を図っていきます。

また、住民の学習意欲を喚起し、自主的・自発的な生涯学習活動を推進することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なことです。

スポーツにおいては、幅広い年齢層で住民全体がスポーツを楽しむことができる環境整備に努め、町体育センターや若もの広場等の施設の補修・修繕に努めるとともに、スポーツ推進委員会を中心とした活動の活性化を図ります。

〔 後期計画における主な施策・事業 〕

- 生涯学習の機会創出と環境整備
- 公民館活動の充実
- 図書館運営事業の推進
- 家庭教育力充実支援
- スポーツ環境の整備と生涯スポーツの推進

④ 文化の充実

現況と課題

住民が多くの芸術文化に親しむ機会を持つことは、豊かな心を育て個性ある住民文化を創造する上で極めて重要です。

住民の価値観や生活様式の多様化が進み、芸術文化に対するニーズも多岐にわたっている中、質の高い芸術・文化に触れる機会や発表の場の提供はもとより、住民が主体となって企画運営する芸術・文化活動との連携を図るとともに、それらの自立に向けた支援が重要となっています。

幼児・児童を対象とする演劇鑑賞事業は、子どもたちが優れた芸術・文化に親しむ機会の提供を目的として、毎年、多様な演劇を鑑賞しているものです。

住民の自主参加を促す事業として文化展などを開催している他、自主サークル・趣味講座等によって培った成果を披露する芸能発表会を開催しています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 文化展を毎年秋に開催(多数の出品がある)
- 芸能発表会は2年に1度の開催

施策の展開

地域の文化的・歴史的財産について保全と育成に努めるとともに、住民が幅広く、優れた芸術や文化に接する機会を提供します。

文化協会による文化展や芸能発表会など、各種文化事業においては、住民の自主的参加と発表・披露による自己実現を促すよう、魅力ある事業の展開を図ります。

美浜町を代表する独自の文化を住民が学び、身近な歴史・風土として親しみ、次代へと継承することの大切さについて一層の意識啓発を進めながら、文化財を収集・展示する資料館の充実を図っていきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 住民主体の文化活動促進
- 美浜町独自の文化・風土への意識啓発
- 郷土資料館の充実

⑤ 人権尊重

現況と課題

基本的人権の尊重は、一人ひとりにとってかけがえのない尊いものであり、人間として生きていく上で不可欠なものです。部落差別をはじめ、障害者や在日外国人、高齢者、女性などに対する差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、人権の確立に真剣に取り組む必要があります。

また、人権問題については、心理的差別の解消に向けて、住民が人権問題について正しく理解し、一人ひとりがお互いの人権を守り合う姿勢をもって、住民自らの課題として解決に努めていくとともに、地域連帯の輪を広げていくことが大切です。

美浜町では、憲法、教育基本法の理念に基づき、人権教育を推進するとともに、同和教育などの取り組みを行ってきました。

また、平成18年9月に住民の基本的人権の確立を目標として、人権が尊重される明るい社会と豊かな町づくりに寄与することを目的とする美浜町人権尊重推進委員会が発足し、人権問題について調査・研究・研修・啓発等の取り組みを行ってきました。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 職員対象の人権研修の開催
- 人権講演会の開催
- 人権に関する啓発活動の実施

施策の展開

住民への人権意識啓発の推進として、一人ひとりが人権問題に関する認識と理解を深め、相互に基本的人権を尊重し合うという意識を高めるため、人権週間や講演会・講座などあらゆる機会を活用することにより、啓発活動を充実します。また、学校においては、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習等の中で、人権に関わる学習を行います。学校行事としては、人権作文、発表会等を行うことにより、人権意識の涵養に努めます。

人権問題については、心理的差別の解消を今後の重要課題として、問題に関する住民啓発や研修を推進します。

[後期計画における主な施策・事業]

- 人権意識の高揚
- 人権教育の推進
- 人権教育基本方針の策定検討

⑥ 男女共同参画社会の推進

現況と課題

男女共同参画には、役場としての取り組みと住民全体としての取り組みがありますが、まずは役場において率先して取り組むことが必要であり、その意味でも、近年役場では管理職員に女性職員の登用を積極的に進めています。

また、平成27年2月の町議会議員選挙では、女性議員が2名当選するなど、少しずつではありますが、女性の活躍の場が増えつつあります。

また、子育て支援施策として、ひまわりこども園、学童保育の充実を進めることで、女性が子育てをしながら働き続けられる環境の整備に努めています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 役場の管理職への女性の登用
- 町議会で女性議員が誕生

施策の展開

男女が互いに認め合い、女性の社会参画の促進が図れるように、環境面や条件整備に努め、男女平等意識の啓発を進めます。

特に女性に対する差別の解消、あらゆる分野における固定的な性別役割意識を払拭していくとともに、セクハラ、パワハラ、マタハラを生じさせないための啓発を進めます。家庭においては、家族員の固定化された役割分担の見直しを啓発し、職場においては、男女平等基盤になるような条件整備を図ります。

また、町における審議会、委員会等の場への女性参画を促進するとともに、新規の委員の選任にはできるだけ女性委員を含めることに努めるなど、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に広報・啓発活動を進めます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 男女平等意識の醸成
- 家庭と地域社会の中での共同
- 女性の参画機会の拡充

基本目標 3

汗と希望 ～未来に^み羽^はばたく^ままちづくり～

第 6 章 つながりで支えあう産業振興

- ① 地域産業（農業・漁業）
- ② 地域産業（商工・観光）

第 7 章 協働のまちづくり体制の構築

- ① 住民参加
- ② 交流の活性化
- ③ 情報化社会への対応
- ④ 行財政運営
- ⑤ 広域行政
- ⑥ 計画の進行管理

第6章

つながりで支えあう産業振興

① 地域産業（農業・漁業）

現況と課題

町の主要地場産業である農業については、これを担う従事者の高齢化や後継者の減少などにより、耕作放棄地が増加している状況です。

今後の本町の農業の発展に関しては、意欲と能力のある担い手がどれだけ結末できるかにかかっており、農業者の組織強化や施設園芸農業への支援、新規就農者への支援など、求められている課題は多岐にわたっています。

農産物の価格は低迷している状況にあり、その中で付加価値の高い農産物を生産し、安定した農業経営を図ることが求められています。例えば、煙樹ヶ浜の松葉堆肥を利用した松キュウリ、松トマト、松イチゴのブランド化という高付加価値化も、今後の美浜農業の目指す一策がうかがえるものであり、その販路拡大等についても検討していく必要があります。

これら販売戦略や高付加価値農業の経営戦略については、農協や県の試験研究機関などの指導を受ける中で、再度検討していけるものと考えます。

一方、将来の農地保全については、そのほとんどが水稻栽培の水田であり、今後ますます米価の低迷が予測される中、耕作放棄地が増加することへの対策が必要となります。

漁業については、農業と同様に本町の主要地場産業です。

紀州日高漁業協同組合美浜町支所では、平成15年に日高港湾浜ノ瀬地区が供用開始され、蓄養施設、燃油施設、製氷施設や上架施設等の水産基盤の整備により、一定の施設整備が進んでいるところですが、漁業を取り巻く状況は厳しく、水揚げの減少に伴い漁業後継者が激減しています。

また、一本釣りの漁業とともに、長い歴史のある地曳網漁業が行われていますが、これは昔からの伝統的漁法で良品質のシラスを水揚げし、県内外に自慢の「釜揚げシラス」として高級嗜好されている美浜町の地場産品のひとつです。しかし、近年はシラスのもとであるカタクチイワシやヒラゴイワシの稚魚の回遊が海岸に近づきにくく、長く不漁になることが多くあることに加え、従業者の高齢化の影響も深刻で、歴史的な伝統漁業の存亡の危機に直面しています。

一方、三尾漁業協同組合では、古くから夏場におけるアワビ・サザエ等の採貝漁業、冬はイセエビの刺し網漁業、沿岸漁業での一本釣りと、比較的安定した漁業経営を進めてきましたが、近年は漁業環境等の変化の中で、漁獲高も大きく減少しており、こちらも厳しい状況にあります。

このように、両漁協とも漁場環境の変化による水産資源や漁獲高の減少、魚価の低迷、漁業従事者の高齢化などが進み、厳しい経営環境となっていることを踏まえ、効率的な漁獲方法等を模索しながら資源管理型漁業の再構築に取り組んでいく必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 新規就農総合支援事業による新規就農者に対する補助
- 経営体育成支援事業や野菜花き産地総合支援事業による農機具購入や施設整備に対する補助
- 有害鳥獣被害対策の強化により、平成26・27年度においては有害鳥獣の捕獲頭数が大きく激減
- イセエビ増殖場造成や漁船係留施設整備

施策の展開

農業については、地域の農業者や農業協同組合等関係機関との連携強化を図りながら、担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加といった厳しい環境に対応した農業振興施策の展開をしていかなければなりません。

意欲ある農業者への支援策を充実させ、生産性と収益性の向上を図るとともに、新規就農者への支援策も積極的に推進し、これらの相乗効果により農業の持続的な発展を促すこととします。

耕作放棄地対策については、農地中間管理機構が取り組んでいる農地貸借推進事業に協力し、その増加を抑制していきます。

農業生産物の高付加価値化を図るため、松キュウリ・松トマト・松イチゴといった地域こだわりの産品・ブランド化を推進するとともに、生産規模の拡大を前提とした販路拡大についても検討していきます。こうした取り組みを含め、今後の町のイメージ資源にも育ち得る松等の町内資源を活用すること等によって、就業の場の拡大を図る取り組みを進めます。

漁業については、紀州日高漁業協同組合及び三尾漁業協同組合が、それぞれの漁業形態と地域の実態に応じた取り組みについて支援を行います。

地曳網漁によるシラスについては、その新鮮さと品質等の面から本町を代表する水産品であり、今後はそのブランド化を含めた高付加価値化等を推進していきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 意欲ある農業者への支援
- 松キュウリ等のブランド化
- 有害鳥獣被害対策の推進
- 松を利用した製品の生産・販売体制の構築
- 松葉堆肥の増産体制構築と松ブランド強化
- 新規就農者等、新規の第一次産業就業者への支援
- 各漁協の地域特性に応じた支援
- シラス等のブランド化

② 地域産業（商工・観光）

現況と課題

本町の地域産業を取り巻く環境は、近年ますます厳しさを増しており、そうした状況を踏まえた上で、今後は農業・漁業・商工業・観光の各関係機関・団体の連携による地域産業の振興が不可欠となっています。

地元小売店の売り上げは、近隣への大型店舗の出店により価格競争が生じ、低迷しているところですが、それぞれの特性や利点・長所を活かし、商業の活性化を図っていかねばなりません。

そのためには、美浜町商工会との連携をより一層強化し、特産品の販売促進など地元商業の発展に資する支援策を積極的に講じていくことにより、美浜町自体のPRにも繋げていく必要があります。

煙樹ヶ浜・日ノ岬を中心とする美浜町の観光入込み客数は激減傾向にあり、その原因としては、近畿自動車道紀勢線がすさみまで延伸されたことや町内の民間宿泊施設の閉館等が考えられます。

こうした状況下ではあるものの、煙樹海岸キャンプ場に関しては、町の観光シンボルとして発展させていかねばなりません。

有田市から由良町・日高町を通り美浜町へと続く風光明媚な海岸沿いのルートは、「キララ・ときめきロード」として美しい景観と自然、また歴史的な地域資源を備えていることから、日ノ岬・西山ピクニック緑地・煙樹ヶ浜等の観光資源の魅力を今一度認識し、日高地方全体とした広域観光資源として誘客機能の向上に努める必要があります。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- 煙樹海岸多目的広場については、煙樹ヶ浜フェスティバルや陸上自衛隊の記念行事など行政サイドでの催しもの他、一般の方々が開催するフリーマーケットなどにも活用されている

施策の展開

商店経営者等の事業者自らが、厳しい時代環境に対応した経営改善等に取り組むことを基本に、こうした事業者の中心団体である美浜町商工会への支援を引き続き行います。

また、近年、美浜町商工会が取り組んでいる地場産品活性化事業に対する支援を拡充強化していく他、地域産業を活性化させるためには農業・漁業・商業といった従来の枠組みがそれぞれ独立した形・取り組みだけでは不十分であることを踏まえ、こうした既往の関係団体が結集した新たな地域産業ネットワークを構築し、観光までを含めた美浜町の地域産業振興を総合的に推進するとともに、企業誘致に向けたプロモーション活動や起業支援により町内における就業の場の拡大を図っていきます。

観光については、煙樹海岸キャンプ場の発展を第一としつつ、美浜町の恵まれた自然資源等を背景とした観光振興策を検討するとともに、地場産品等を活かした魅力ある商品開発に取り組むなど、観光・集客・交流による地域のにぎわい創出を図っていきます。

加えて、美浜町が“訪れてみたい町”“住んでみたい町”となるために、美浜町の自然景観を活かしたまちづくりを推進するとともに、煙樹ヶ浜等に代表される景観と結びついた美浜町そのものや美浜町の魅力的なまちづくりについて多くの人に認知してもらうためのタウン・プロモーションに取り組みます。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 地域産業ネットワークによる総合的な地域産業振興の推進
- 町内に企業を誘致するためのプロモーション活動
- 空き家を活用した事業・起業への支援
- 観光資源の再点検
- 多目的広場での小イベントの開催
- 地場産品活性化事業への支援
- 地区対抗大会の開催を通じたひまわり普及活動
- 休耕地利用によるひまわり畑の拡大
- 施策やまちの魅力の町外へのPR強化

第7章

協働のまちづくり体制の構築

① 住民参加

現況と課題

新しい時代の自治のあり方としては、いかに住民の考え方やニーズを把握し、それを各種行政施策に反映できるかにかかっています。そのためには、まずはまちづくりに関する情報をいかに住民に示し、説明責任を果たすかということが重要になります。

美浜町としては、過去の重要な施策決定の際には、計画策定などについて住民の声を反映するため、できるだけ住民懇談会などによって意見聴取を図り、議会に説明し、承認を受けてきましたが、今後はなお一層その必要性が高まるものと想定されます。

「美浜創生総合戦略」の策定においては、方向性や具体案について、住民に身近な施策を幅広く盛り込み実施していくため、住民公募委員を含めた様々な分野で委員を構成し、広く関係者の意見が反映されるよう創生推進協議会を設立しました。また今回の「第5次美浜町長期総合計画後期基本計画」策定にあたっては、住民アンケートを実施し、1,500名の方々を対象にアンケート調査をお願いする中で、730名の方々からご意見をいただきました。

これからの行政施策の方向性については、こうした住民参加のまちづくりを基本とした意見聴取とともに、行政の主体性ある説明責任が求められていることから、生涯学習社会に向けた呼び掛けなども行う中で、地域に出かけて行政の事柄などを説明し、一緒に考えるような「町政おはなし出張講座」を実施しているところです。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 計画策定段階からの住民参加機会の創出
- 町政懇談会の開催
- 町政おはなし出張講座の開催

施策の展開

協働のまちづくりを確立するための根幹となるまちづくりへの住民参加を推進し、各種計画・施策等に住民の声を反映させるため、計画策定段階等における住民懇談会の開催など、住民参加・参画の機会創出に努めます。

また、まちづくりについて知っていただき、まちづくりへのご理解と参加をいただけるよう、「町政懇談会」や「町政おはなし出張講座」等、住民の身近な地域でまちづくりに参加できるしくみ・機会づくりについても推進していきます。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 住民の声を広く聴く機会の充実

② 交流の活性化

現況と課題

国際社会が相互依存の関係にあることを認識し、国と国との垣根を越えて互いに交流し、協力し合い、理解を深めるため、地球的な視野と教養を持った人材の育成とあらゆる分野における国際化を進める必要があります。

国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図り、国際化時代に対応する人づくりを推進するため、国際的な人権課題をテーマとした学習や外国人に対して日本語や生活習慣などの学習の機会を充実するなど、国際化社会における教育を推進することが重要です。

併せて、こうした国際交流と同様に、国内各地域間や地域内コミュニティ同士の交流が重要です。

本町では各地区に地域の集会場もしくはそれに代わる施設を設けています。

本町のコミュニティの代表格としては、各地区の自治会活動が挙げられます。特に、近年は自主防災活動の取り組みについて、各地区独自の自主防災組織が設立され、自主的な運営と活動が繰り広げられており、隣近所とのコミュニケーションにもつながっています。

また、その他のコミュニティ活動としては、各地域の秋祭り行事への参加、各種スポーツ活動への参加などが挙げられますが、近年は住民の価値観の変化・多様化もあり、町主催によるイベントやスポーツ大会などについて、これらへの参加者の減少が懸念されています。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- コミュニティ助成事業による各地区への補助の実施
- 自主防災組織への補助の実施

施策の展開

本町における歴史的な国際性（カナダ：移住、デンマーク：クヌッセン機関長）を踏まえ、今後も幅広い国際交流活動や身近な国際交流を支援していきます。

また、地域におけるコミュニティの強化とコミュニティ活動の活性化を目指し、それぞれの地域における主体的なコミュニティ活動や各コミュニティ組織間の交流と連携に向けた取り組みについて支援していくとともに、施設のバリアフリー化を進めるなど、親しみやすい公共施設づくりを推進します。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 各種交流活動への協力
- 地域コミュニティ活動への支援
- 地域における住民交流の場の創設
- 親しみやすい公共施設づくり

③ 情報化社会への対応

現況と課題

住民への情報提供手段としては、月一回発行の「広報みはま」の他、町ホームページによる情報提供や防災行政無線による毎日の定時放送、さらに平成27年には新たに防災行政情報メール配信システムにより町内放送でお知らせしている内容や緊急情報のメール配信を始めています。

防災行政無線については、平成34年12月末にアナログ方式が終了する予定となっていますが、費用面も配慮し、最終期限までは延命措置使用を行います。

今後、より情報化社会が進むと予測されるため、常時住民の方々が行政情報を確保できる状況を構築していく必要があります。

〔前期計画期間における主な成果・達成事項〕

- ホームページのレイアウト見直し
- 防災行政情報メール配信システムの導入
- 緊急速報配信サービスの開始

施策の展開

行政情報を住民に伝達する広報については、「広報みはま」や町ホームページ、防災行政無線、メール配信サービス等の情報提供基盤や情報提供体制についての充実努めるとともに、住民が行政に関心を持つことができるような親しみやすい情報内容の充実努めます。

また、既存の情報伝達媒体・手段に加え、様々な情報伝達手段について検討していきます。

行政内部の情報システムについては、基幹系システムの共同クラウド化により、新しい番号法（マイナンバー制度）と個人情報保護法に対応したシステムの導入による住民の個人情報の管理体制の確立に万全を期します。

〔後期計画における主な施策・事業〕

- 親しみやすい行政情報の充実・発信
- 情報伝達媒体の多様化の検討
- 住民の個人情報管理に万全を期した庁内情報システムの確立
- ホームページの充実による住民サービスの向上

④ 行財政運営

現況と課題

現在の行財政に関する厳しい状況は言うまでもなく、将来に向けては、より一層の行財政の見直しを行い、歳入が厳しい状況の中でいかに歳出を抑制するかが重要になっています。

「美浜町行政改革大綱」の見直しを踏まえ、設定目標の実現に向けた計画的な施策を展開し、継続して取り組みを続けているところです。

特に今後の施策の展開については、本基本構想並びに基本計画にそったものとして、常に、費用対効果を意識し、可能な限り数値化した目標を掲げ、計画・実行・成果の進捗管理に努める必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 新しい人事評価システムの導入の検討
- 「第7次行政改革大綱」の策定
- 予算編成時における一般財源枠配分方式の導入

施策の展開

基礎的自治体として、美浜町が自律ある持続的なまちづくりを進めていくため、その前提となる健全な行財政運営について、「美浜町行政改革大綱」に基づき、より効率的・効果的な行財政運営を推進します。

限られた財源の中で、より多様化する住民ニーズを踏まえながら効果的な行政運営を行うために、事業・分野の重要性・緊急性等に基づく予算の重点配分を行うなど、長期的な財政計画の中で“選択と集中”によるまちづくりにシフトしていきます。その中で、住民サービスの向上を図り、新たな行政課題に対応するため、庁舎や駐車場の拡幅を検討します。

また、行政機構についても常に見直しを進め、必要に応じた改革を行うとともに、研修等を通じた職員のスキルアップ、職員一人ひとりの“顔”が見える身近な行政づくりに努めます。

さらに、平成28年度からは新しい人事評価システムの導入により、職員を公平・公正に評価し、職員の能力・意欲を引き出すための評価システムを確立します。

[後期計画における主な施策・事業]

- 「美浜町行政改革大綱」に基づく効率的・効果的な行財政運営の推進
- 職員意識改革と人材育成の推進

⑤ 広域行政

現況と課題

日高郡内では、みなべ町、日高川町が平成の合併促進により合併しています。本町においても、平成15年度から16年度において人口規模、財政規模の似通った町として、近隣の日高町、由良町との任意協議により、人口約2万人以上の基礎的自治体を目指した議論を行いました。残念ながら、それぞれの意向が一致せず破綻となり、今では「当面単独による町として、より一層切り詰めた行財政による運営」を基本に、自立の道を進んでいるところです。

その後、本町においては、幸い当面の行財政運営に大きな支障は生じてはいますが、自主財源における財政調整基金の年々の取り崩しが必要となっている中、単独で行政を維持していくには大変厳しいところまで来ています。国においては、道州制への検討が早い時期から進められており、県においても、既に県内の振興局レベルの事務が縮小傾向にあり、また、国や県からの権限委譲に基づく事務の市町村への移譲が進められる中、共同で取り組むための事務連携はなかなか進んでおらず、各町村にとって大きな負担になっています。

こうした中、既に御坊広域圏の一部事務組合等において共同事務による施策に取り組んでいるところですが、今後はこうした広域行政の必要性はより一層高まっていくものと考えられます。

また、電算処理のクラウド化などにより効率化は進めていますが、人員の削減についても限界があり、将来的には改めて行政統合を前提としたスケールメリットを検討する必要があります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 6市町による和歌山県基幹系クラウドシステムの共同利用の開始

施策の展開

地方分権が進む中、限られた財源と資源を有効かつ効果的に活用していくため、日高地方全体での各種都市機能の分担と共同利用などを視野に、中核的都市である御坊市を含め、近隣市町との連携と共同による広域行政を推進していきます。

[後期計画における主な施策・事業]

- 近隣市町との連携による広域行政の推進

⑥ 計画の進行管理

現況と課題

今後の行政施策の展開においては、過去の取り組みの洗い出しとともに、将来に向けた施策・事業の必要性やそれを実現するための手段・期間を明確にした上での進捗管理（評価）、そして評価に応じた見直しや軌道修正も必要になってきます。

こうした計画の進行管理を進めるためには、それぞれの取り組みの目標を明らかにするとともに、可能な限りの目標の指標化・数値化が求められます。

本計画策定に伴う実施計画の策定においては、当然のことながら、毎年度の進行管理をローリングにより行うこととなります。

[前期計画期間における主な成果・達成事項]

- 「美浜創生総合戦略」において数値目標(KPI)を設定し、PDCAサイクルによる進捗管理を行う

施策の展開

本町における最上位計画、まちづくり指針として位置づけられる本計画に即した実施計画に基づき展開される、各施策分野における各種個別施策・事業について、それぞれの進捗状況等を各年度において的確に把握し、各施策・事業の目標を踏まえた達成度・達成状況の評価を行います。

また、評価に基づき、必要に応じ計画の見直しをするなど、PDCAサイクル（PLAN計画⇒DO実行⇒CHECK評価⇒ACT改善の4段階を繰り返すこと）による計画の進行管理に努めます。

また、各種個別計画の見直しにあたっては、本計画の目指す将来ビジョン「緑と絆で築くまち 美浜」の実現に向け、また「美浜創生総合戦略」による地方創生の実現を図るための具体的な事業を推進し、整合性と調和のある計画内容とします。

[後期計画における主な施策・事業]

- PDCAサイクルによる計画の的確な進行管理の推進
- 本計画に即した各種個別計画の見直し・策定

資料

- 第5次美浜町長期総合計画後期基本計画策定
住民懇談会委員
- 用語の解説（50音順）



第5次美浜町長期総合計画後期基本計画策定住民懇談会委員

(50音順)

	団体名	氏名
1	健康づくり推進委員	岡田 昌代
2	美浜町農業振興研究会	久保 博巳
3	美浜町保安林保護育成会	桑山 行男
4	美浜町まち・ひと・しごと創生推進協議会	寺西 ゆき子
5	美浜町教育委員会	出口 和幸
6	三尾漁業協同組合	中野 眞次
7	美浜町老人クラブ連合会	濱口 宗五郎
8	美浜町民生児童委員協議会	堀口 良三
9	美浜町社会福祉協議会	藪内 克彦
10	美浜町身体障害者福祉連盟	山本 浩司
11	美浜町商工会	湯川 順子
12	美浜町区長会	寄住 敏和
13	美浜町消防団	冷田 光啓

用語の解説

あ行 アクセス

接続、つながり。

悪徳商法

悪質な者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売・勧誘。

か行 冠水

洪水などで田畑や作物などが水をかぶること。

感潮河川

海の潮汐の影響により河川水中の塩分・水位・流速などに周期的な変化を受ける河川（区間）。

基礎的自治体

住民に最も身近な行政を担う市町村のこと。

クラウド化

庁内の情報システムなどで、庁内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットやVPNを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

下水道普及率

行政区域内人口に対して、実際に下水道を整備した区域の人口の割合。

ゲストティーチャー

事前に登録された住民等がボランティア講師として、その特技を活かし小中学校、公民館、一般のグループや団体などからの依頼を受けて活動する。

KPI（key performance indicator = 重要業績評価指標）

目標達成のために、具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標（業績評価指標：performance indicators）のうち、特に重要なもの。

合計特殊出生率

女性が一生の間に出産する子どもの平均数で、年齢別出生率の合計。

耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地（田畑、果樹園）。

コンポスト

生ゴミなどの有機物を含む廃棄物に微生物を混ぜ、発酵させることによって堆肥にするというしくみ、またはそのための容器。

さ行 砂丘海岸

海岸部において、風の作用で砂が堆積（たいせき）して生じた小高い丘。

3R

R educe(リデュース：減らす)、R euse(リユース：再使用)、R ecycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの。

サンプリング調査

対象者全体（母集団）の中から一部を抽出して行う調査。

資源管理型漁業

過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

自助・共助・公助

自助とは自分の責任で、自分自身が行うこと、共助とは自分だけでは解決や行うことが困難なことについて周囲や地域が協力して行うこと、公助とは個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて公共（公的機関）が行うこと。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

疾病構造

社会の構成員の間に蔓延し、かつ主要な死亡原因となっている病気に共通する特性を概念化したもの。

児童虐待

保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）の心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為。

社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

従属人口指数

生産年齢人口（15～64歳）に対する年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すもの。

生涯学習社会

生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価することができる社会。

食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにすること。

シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域毎に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益法人社団。

新エネルギーシステム

電気など、石油に代わるエネルギーを用いたシステム。

水洗化率

下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合。

趨勢人口

これまでの人口動態が今後も続くことを前提とした人口。

スケールメリット

規模が大きなこと、または規模を大きくすることにより得られる効果のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

生物多様性基本法

生物多様性政策の根幹を定める基本法。

生物の多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。

戦略人口

「美浜創生総合戦略」を踏まえ、目指すべき将来人口。

総合評価水準

町が実施した15歳以上の住民を対象とするアンケート調査（平成27年6月～7月実施）における住民評価のうち、“施策（分野）に対するここ3年間の評価”“施策（分野）に対する現在の満足度評価”については、施策（分野）ごとの評価と併せて、まちづくり全般に対する総合評価を行っており、その評価の平均のこと。

た行 タウン・プロモーション

まちの魅力の創造及び情報発信をすること。

多重債務

複数の金融業者から借り入れしている状態。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

地球温暖化

地球表面の大气や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

地籍調査

国土調査法に基づく土地の調査のこと。

地方分権化

政治・行政において、国から地方自治体への権限移管が進むこと。

潮害防備保安林

保安林の一種で、潮害の防備を目的として指定されたもの。

投資効果

投資した資本に対して得られる利益・効果のこと。

道州制

現在の都道府県を廃して、もう少し大きな道州という行政単位にする、という地方行政の制度改革。

トータルヘルスケア

健康づくりに向けての総合的なケア。

な行 農地の遊休化

農地が農地として耕作・利用されない状態。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行 バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。

P D C A サイクル

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施すること。

費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

浜堤砂丘地帯

砂浜の海岸線に沿って砂の高まり（砂丘）が形成されている地帯。

振り込め詐欺

電話やはがきなどの文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為。

平均水準

町が実施した15歳以上の住民を対象とするアンケート調査（平成27年6月～7月実施）における住民評価で、施策（分野）ごとの評価結果に基づき算出した評価の平均のこと。

保健保安林

保安林の一種で、生活環境保全機能及び保健休養機能の高い森林として指定されたもの。

ま行 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための制度。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

美浜創生総合戦略

国が制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を平成27年度中にまとめた計画。

や行 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること、またはそのデザイン。

要支援・要介護認定者

介護保険法に基づき、何らかの支援・介護が必要と認定された者。

幼保一元化施設

幼稚園（の機能）と保育所（の機能）を一元化・一体化した施設。

ら行 ライフスタイル

生活の様式や価値観。

リサイクル

本来は再循環を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

リハビリテーション

単なる機能回復ではなく、人間らしく生きる権利の回復や自分らしく生きるために行われるすべての活動。

老老介護

介護をする者も介護をされる者も両方が高齢者であるような状態。

ローリング方式

経営環境の変化に応じて、每期（毎年度）計画を見直す方式。

第5次 美浜町長期総合計画 後期基本計画
『**緑と絆で築くまち 美浜**』
平成28年3月発行

発行：和歌山県美浜町
編集：防災企画課

〒644-0044
和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
TEL：0738-22-4123（代） FAX：0738-23-3523
URL：<http://www.town.mihama.wakayama.jp>

印刷：株式会社 **ぎょうせい**
